

会計基準で用いられるストック・オプション 会計問題の分析的視座

——日米基準と国際財務報告基準第2号の比較を通じた費用認識の議論を中心に——

藻 利 衣 恵

要 旨

本稿では、会計基準設定主体で主に焦点としている株式報酬費用の認識、特に米国財務会計基準審議会 (FASB) より公表された改正米国財務会計基準書第123号 (FASB 2004) と企業会計基準第8号と比較した際の、国際会計基準審議会 (IASB) より公表された改正国際財務報告基準第2号 (IASB 2009) の特徴について、検討を行う。多くの日本の先行研究では、資本と利益の区分という観点からストック・オプションに関する会計基準が議論され、権利確定後の失効時に、増資が行われない場合にも資本が増加したままであることから、資本と利益の区分という原則に抵触すると結論付けられている。本稿では、このような事実認識のもと、IASB (2009) と FASB (2004) が多くの国々で未だに現行基準として使用されている理論的背景や、それらの会計基準における株式報酬費用の認識に関する特徴などを検討する。

検討の結果、以下の4点を指摘した。(1)歴史を俯瞰すると、会計基準を設定する際には、総じて株式報酬費用の認識が焦点とされてきたと解されること、(2)株式報酬費用の認識についてより具体的に分析すると、日米基準では伝統的な考え方(発生・実現・対応)がとられているのに対し、IASB (2009)の基本思考にもとづけば、一定の条件が満たされれば、フローとストックの規定関係が逆転した特異な会計処理が導出されること(日米基準では、株式報酬費用がまず測定され、そのうちの未費消部分の額が資産とされるのに対して、IASB (2009)の基本思考にもとづけば、サービスの公正価値を資産としてまず測定し、次いでその資産の増分を費用として認識するという会計処理が考えられること)、(3)その違いが生じた背景には、資産負債中心観および投資家の予測に資する情報に関する考え方の違いが存在すること、(4)投資家の予測に資する情報に関する先行研究にもとづくのであれば、日米基準のもとでの費用認識の考え方がより積極的にサポートされることである。

キーワード：ストック・オプション会計、国際財務報告基準、費用認識、資本と利益の区分、収益認識プロジェクト、収益費用中心観、資産負債中心観、投資家の予測に資する情報

Conceptual Discussions on Stock Options Accounting: A Comparison of International Financial Reporting Standard No.2 with US-GAAP and Japanese-GAAP under Cost Recognition

Kinue MOHRI

Abstract

This paper discusses the recognition of a share-based payment cost, a focus of standard-setters, especially in the particulars of International Financial Reporting Standard (IFRS) No.2 compared with US-GAAP and Japanese-GAAP (J-GAAP). A large body of the past Japanese literature has compared accounting standards for stock options in terms of the distinction between income and stockholders' equity, often concluding that IFRS No.2 and US-GAAP conflict with the principle of distinction between income and stockholders' equity. Therefore, this paper discusses reasons behind the continued international recognition of IFRS No.2 and US-GAAP, and the nature of the recognition of a share-based payment cost in each accounting standard for stock options.

This research draws the following conclusions: (1) a historical review reveals that standard-setters mainly focused on the recognition of a share-based payment cost. (2) Under US-GAAP and J-GAAP, the share-based payment cost is measured first, with the amount of unexpired cost defined as an asset, whereas the underlying idea of IFRS 2 defines a fair value of service measured first as an asset, with the increment of the asset considered the cost. (3) The difference found in conclusion (2) is influenced by the asset-liability view and the information used for decision-making. (4) Past studies on valuation models could support the idea of cost recognition defined by US-GAAP and J-GAAP.

Keywords: stock option accounting, IFRS, cost recognition, distinction between income and stockholders' equity, revenue recognition project, revenue and expense view, asset and liability view, information used for decision making

1. はじめに

ストック・オプション (Stock Option: SO) とは、ある一定の期間にわたりあらかじめ定められた価格で既定の株式を購入する権利 (ワラント・新株予約権) を付与する契約と定義され、一般的に、報酬の一形態として従業員等に付与される⁽¹⁾。企業がこの SO を用いることによって生じる会計問題としては、SO に関する貸方処理 (貸借対照表の貸方区分) に関する問題、および、SO が労働サービス提供に対する報酬として付与されている点に着目した株式報酬費用の配分 (借方処理) に関する問題に加え、会計における資本と利益の区別に関する問題という 3 つの根本的な問題が挙げられる。このように、SO を巡る会計問題は、これら 3 つの問題が複雑に組み合わさった難解な会計問題であると解される。

これらの問題が議論されることによって規定された会計基準としては、まず、米国基準が挙げられよう。この米国におけるはじめての会計基準としては、1948年、米国会計士協会 (American Institute of Accountant: AIA) の会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure: CAP) より公表された会計研究公報 (Accounting Research Bulletin: ARB) 第37号 (AIA 1948) が存在する。そして、1952年の AIA (1948) の改訂を経て、1953年、AIA (1948) にかわり、会計研究公報第43号 (AIA 1953) という新たな会計基準が公表された。この AIA (1953) と、1972年に公表された、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) の会計原則審議会 (Accounting Principles Board: APB) の会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board opinions: APBO) 第25号 (AICPA 1972) では、本源的価値法により費用が測定され、その費用計上額は実質ゼロとされていた⁽²⁾。

しかし、AICPA (1972) への批判に加え、オプション・プライシング・モデルが誕生したことなどから、公正価値法による費用測定を原則とした、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) の米国財務会計基準書 (Statements of Financial Accounting Standards: SFAS) 第123号 (FASB 1995) が公表される。そして、2004年、公正価値法による費用認識を強制した国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) 公表の国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard: IFRS) 第2号 (IASB 2004) からの影響を受け、FASB (1995) も改正され、公正価値法により費用認識が強制されることになり、現在に至っている⁽³⁾。

一方、IASB では、株式報酬の利用増加と、米国での AICPA (1972) への批判が高まるなか、株式報酬に関する開示規定が定められた会計基準、国際会計基準 (International Accounting Standard: IAS) 第19号「従業員給付」(IASB 1998) が、1998年にはじめて公表された。しかし、IASB (1998) 公表後、株式報酬の利用が増加する一方、IASB (1998) では、株式報酬に関する認識・測定の規定が存在しなかったことから、2000年、G4+1⁽⁴⁾により、G4+1討議資料「株式報酬制度の会計処理」(G4+1 2000) が公表される。そして、以上のような G4+1 (2000) の議

論を受けて、IASB（2004）が公表され、いくつかの改訂を経て、現在に至っている⁽⁵⁾。

以上のような米国およびIASBの動向に対して、日本では、1997年、新株予約権制度が導入されることとなる。また、FASB（1995）の公表、2004年のIASBにおけるED2の公表という国際的な動向をふまえて、企業会計基準委員会から、「ストック・オプション会計に係る論点の整理」（企業会計基準委員会 2002）が公表されたのち、2回の公開草案の公表を経て、企業会計基準第8号（企業会計基準委員会 2005）が設定され、現在に至っている。

これらの会計基準を比較する場合において、特に日本の先行研究では、通説的には、（商法・会社法の影響を受け、）会計上の資本と利益の区分という観点から、次のように議論されることが多い。すなわち、会計上の資本と利益の区分という観点から検討すると、① FASB（1995；2004）・IASB（2004；2009）と企業会計基準委員会（2005）の間には重要な差異が存在すること、ならびに、② FASB（1995；2004）およびIASB（2004；2009）は、権利確定後の失効時に増資が行われない場合にも資本が増加したままであることから、資本と利益の区分に抵触する会計処理であることである。しかし、FASB（1995；2004）およびIASB（2004；2009）が多くの国で未だに現行基準として用いられていること、および、現行基準として適用している国々の先行研究では、上記のような日本の先行研究と同様の批判はあまり見受けられない。このような状況に鑑みると、まず資本と利益のあり方を議論するという日本において通説となっている視座以外にも、SOの会計問題を検討する視座は複数存在しうると考えられる。

また、FASB（1995；2004）とIASB（2004；2009）で定められている会計処理とその基本思考は、通説的には、ほぼ同様であると考えられているが、その通説も必ずしも自明ではない。というのも、近年、IASBにおいて会計基準が検討される際には、「会計は、投資家に有用な情報である企業価値そのもの、または、少なくともその一部を直接測定して伝達すべきである」（辻山 2012b：126；Hitz 2007：337）との見解のもと、ストック情報が、投資家による企業価値評価に有用であると論じられている。このような見解にもとづけば、FASB（1995；2004）とIASB（2004；2009）とは同じ基本思考が貫かれた会計処理とは解されない可能性も存在する。

そこで、本稿では、現行基準および先行研究において支配的になっている会計処理の必然性を探るとの目的のもと、以下の点について検討を行うこととする。(1)（特に諸外国における）SO会計基準では、資本と利益の区分、費用の相手勘定、および費用の配分のうち、いずれの観点を中心として、SOの会計問題が検討されているのか、(2)SOに関する日米基準とIASB（2004；2009）では、基準設定の場で総じて焦点とされている株式報酬費用の認識について、それぞれどのような基本思考にもとづいて会計処理が導出されているのか、(3)(2)の基本思考の背後には、どのような上位概念（資産負債中心観や企業価値評価に資する情報に関する考え方）の相違が存在するのか、および、(4)先行研究では、(3)についてどのような議論が行われており、その議論を(2)で検討したSO会計に援用すると、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる会計処理は容認されうるのか、について検討を行うこととする。

本稿の構成は、以下のとおりである。2節では、SOとは何かを述べ、諸外国で現在設定されている会計基準の概要とそれに対する日本の先行研究の批判を整理したうえで、本稿における問題の所在を指摘する。つぎに、3節では、SOに関する主要な会計基準の変遷を整理分析することにより、SO会計基準設定の場で行われている議論の中心が何かを確認する。4節では、現行基準上一見同じように見受けられる株式報酬費用の認識問題について、会計基準それぞれの特徴を抽出する。より具体的には、IASB（2004；2009）を、3節で概観した日米基準と比較したうえで、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定しうる費用測定方法（費用額を労働サービスの公正価値で測定するという会計処理方法）の特異性を抽出する。5節では、4節で抽出した費用認識方法に差異が生じている背景には、資産負債中心観に関する考え方の違いや、投資家の意思決定に資する情報に関する考え方の違いが存在することを確認し、それらの議論からSO会計へのインプリケーションを論じる。6節では、結論と今後の検討課題を述べる。

2.（諸外国の）現行基準において設定されている会計処理とそれに対する批判 —問題の所在

2.1. ストック・オプションとは

SOとは、ある一定の期間にわたりあらかじめ定められた価格で既定の株式を購入する権利（ワラント・新株予約権）を付与する契約と定義され、一般的に、報酬の一形態として従業員等に付与される。そして、従業員等は、あらかじめ決定された価格（権利行使価格）を株価が上回ったとき、権利を行使し、権利行使価格で所定の株式を購入することにより、権利行使価格を上回った部分を利益として享受することができるという仕組みである。（企業会計基準委員会 2002：1）

現行の企業会計の枠組みでは、従業員等に報酬を現金で支払う場合は、報酬たる現金支出額をもって費用が認識される。しかし、報酬としてSOを付与した場合には、報酬として現金を支払う場合と異なり、現金その他の資産が流出しないため、具体的な会計処理を検討するのに先立って、そもそも費用認識が必要か否かという議論が存在する。また、費用認識が必要である場合には、費用の相手勘定⁽⁶⁾、測定日⁽⁷⁾、継続的な価格変動⁽⁸⁾、権利不行使による失効時の処理⁽⁹⁾、および測定的基础⁽¹⁰⁾などの会計上の論点がさらに議論される⁽¹¹⁾。

では、これらの論点が議論されることによって、どのような会計基準が現在規定されているのであろうか。また、その会計基準に対して、日本の先行研究では、どのような議論が行われているのであろうか。本節では、以下、この点について整理・分析したうえで、本稿における問題の所在について述べることとする。

2.2.（諸外国の）現行基準において設定されている会計処理とそれに対する批判

2.2.1.（諸外国の）現行基準において設定されている会計処理

現行基準では、まず、このSOが報酬の一形態として従業員等に付与されるという側面を重視

して、SOに関する会計処理が設定されている。現金報酬の会計処理では、通常、定められた期間にわたり労働サービスが提供され、かつ、それが消費されることに伴って、そのサービス提供期間に費用が発生し、その発生額にみあう報酬が支払われる。このような考えにもとづけば、SO取引でも、現金等で報酬を支払う場合と同様、従業員等から企業に労働サービスが提供されている以上、労働サービスの消費に伴う費用認識が必要であるとの見解が、これらの会計基準の背後にある基本思考である。

しかし、その一方で、費用認識が必要とされる場合であっても、費用の相手勘定をどのように規定するかにより、費用の測定日および測定値は異なったものとなる。そのため、FASB (1995; 2004) では、SOの会計処理を、費用の相手勘定に焦点をあてて、以下のように定めている。米国財務会計概念書 (Statements of Financial Accounting Concepts: SFAC) 第6号 (FASB 1985) のもとでは、資産と負債以外の構成要素である、資本・収益・費用・包括利益が、すべて資産・負債という2つの構成要素を厳格に定義すれば、そこから自ずと導かれると考えられている。このような見解のもと、SO費用の相手勘定は、FASB (1985) での負債の定義に適合しないため、資本として規定されている。また、以上のような見解に立脚すれば、FASB (1995) のもとでのSO取引は、付与日時点から資本取引となり、SO付与と同時に発行価額がそのまま資本拠出を確定させるため、それ以降の価格変動は認識されず、権利不行使による権利失効の場合にも、利益への戻入処理は行われないこととなる。

このように、諸外国の現行基準で定められている会計処理の特徴は、労働サービスの消費に伴う費用認識が必要であるとの考えのもと、労働サービスが提供されると解される一定の期間（通常勤務期間）にわたり費用が計上される一方、その費用の相手勘定が取引当初から拠出資本であるという点にある。

2.2.2. (諸外国の) 現行基準において設定されている会計処理に対する批判

この会計処理に対して、斎藤 (2013) や米山 (2011) などをはじめとする日本の先行研究では、一般的に、資本取引から費用が生じることに懐疑的な見解が述べられることが多い。すなわち、通常、費用が認識される際には、いずれかの時点において会社財産（企業が保有する現金その他の資産）の流出が結びついているとされる。しかし、SO取引においては、権利が行使された場合に株式が交付されるのみであり、その取引においていずれの時点においても、企業の資産は流出しないと考えられる。このような事実認識のもとでは、SO取引から費用や損失は生じず、SO取引は現金で報酬を支払う取引等の他の報酬取引とは異なるという見解である。(企業会計基準委員会 2002: 5; 企業会計基準委員会 2005: 34項および38項; 斎藤 2013: 286-290)

また、2.2.1で前述した現行基準で定められている会計処理は、権利確定後の失効時に、増資が行われない場合にも資本が増加したままであることから、資本と利益の関係に抵触するという批判もしばしば見受けられる (斎藤 2013: 288)。SOは付与日から権利行使日にいたるまで残余財

産請求権等に代表される株主と同等の権利を有していないことから、拠出資本となるかまたは留保利益になるかは、SOが清算され、従業員等により実際に行使されるか、または失効するかが定かになるまで、決められない(斎藤 2013:288)。そして、このような考えにもとづいて、資本としての性格が確定していない項目を付与日から資本として計上すること、また、権利不行使による失効時にも利益への戻入を行わないことが、資本と利益の区分を不明確にするという見解である。

このような批判がしばしば見受けられる理由としては、大日方(1994b)などで指摘されているように、年度利益の元手となる拠出資本について、「払い込みによって株主になる者からの出資でないかぎり拠出資本とは認めていない」(大日方 1994b:116)日本の商法や会社法からの影響が考えられよう。

2.3. 問題の所在

2節では、SOに関する会計処理について、(特に諸外国において)どのような基本思考にもとづいていかなる会計基準が設定されているのか、そして、その設定された会計基準に対して、特に日本の先行研究では、どのような批判が寄せられているのかについて、確認した。

確かに、FASB(1995;2004)やIASB(2004;2009)では、取引当初から、費用の相手勘定を拠出資本とする以上、日本の先行研究の考え方と同様、資本と利益の関係に抵触するという批判存在しうる。しかし、FASB(1995;2004)やIASB(2004;2009)等で規定されている会計処理は、多くの国々で未だに現行基準として使用されており、それらの国々から発信された基準設定上のコメントレーターや学術論文では、日本と同様、費用の相手勘定を資本として規定したことに伴う利益への影響を議論したことによる見解(批判)はあまり見受けられない¹²⁾。このような状況に鑑みると、そもそも、諸外国と日本では、財務会計で問題となっている基礎概念(費用配分や資本と利益)に関する考え方が異なっているのではないかと、それぞれが別の土俵からSO会計を議論しているのではないかと解することもできる。

そこで、以上のような問題意識のもと、次節では、まず、最初にSOに関する会計基準が設定された米国基準の変遷を辿ることにより、米国基準の設定において、資本と利益の区分、費用の相手勘定や、株式報酬費用の配分という問題のうち、いずれを中心に議論し会計基準が設定されていったのかを概観することとする。次に、IFRSや日本基準においても、米国基準と同様の視点から会計基準が設定されてきたのかについて、同じく整理・分析することとする。

3. ストック・オプション会計基準の歴史的変遷¹³⁾

後述のとおり、IASBにおいてSO会計基準が検討される際には、米国基準が参照されており、2004年に公表されたIASB(2004)では、FASB(1995)ときわめて類似した会計処理が規定されている。また、公正価値法による費用認識を強制したFASB(2004)が公表される際、その直前に公表されたIASB(2004)とのコンバージェンスが後押しになったとされる。このように、

図表1 スtock・オプション会計基準の歴史の変遷(1)

	米国の動向	IASB の動向	日本の動向
1948	ARB37の公表		
1952	ARB37の改訂		
1953	ARB43の公表		
1972	APBO25の公表		
1973	ブラック・ショールズ・モデルの誕生		
1979	二項モデル／格子モデルの誕生		
1982	AICPA 論点書の公表		
(1983/1)		(IAS19「雇用主の財務諸表における退職給付に関する会計処理」)	
1984	FASB Invitation to Commentの公表		
1990	討議資料(Discussion Memorandum)「負債性金融商品と持分金融商品の識別および双方の性格を有する金融商品の会計処理」		
1993	ED「株式にもとづいた報酬に関する会計処理」の公表		
1995	SFAS123の公表		
1998/2		IAS19「従業員給付」	
2001/7		IASB アジェンダに株式報酬プロジェクトが追加	
2001/9		G4+1討議資料の公表	
2001/12	エンロン事件		
2002/11		ED 2の公表 IAS19 (para.144-152) の置き換え (replace)	
2002/12			「ストック・オプション会計に係る論点の整理」
2004/2		IFRS2の公表	
2004/12	SFAS123の改正		
2005/02			企業会計基準公開草案第3号
2005/10			企業会計基準公開草案第11号
2005/12			企業会計基準第8号
2008/1		IFRS2改訂「権利確定条件および取消」	
2009/6		(IFRS2改訂「グループ企業による現金決済型の株式報酬取引」)	

(1) この図における会計基準の表記については、明瞭さを優先させるため、会計基準の略称を用いている。

SOについては、特に、米国基準とIFRSの歴史的変遷が、相互かつ密接に結びついていると考えられる。そこで、本節では、まず、IASB(2004)が設定される前の米国基準の変遷を概観したうえで、次に、IFRSと日本基準でも、米国基準と同様の視点から会計基準が設定されてきたのかについて、整理・分析することとする。

3.1. 米国の動向

図表2 米国基準における会計上の論点

	AIA (1948)	AIA (1953)／AICPA (1972) (1)	FASB (1995)
測定日	権利確定日	付与日	付与日
費用の相手勘定	(拠出資本)	(拠出資本)	拠出資本
継続的な価格変動	(考慮する)	考慮しない	考慮しない
権利不行使による権利失効時の処理	修正処理なし	修正処理なし	修正処理なし
測定の基礎	本源的価値	本源的価値	公正価値(本源的価値)

(1) ここでは、通常のSOに関する規定のみを記載している。

Baker(1940)によれば、SOは、米国で1920年代からその付与が始まったとされるが¹⁴⁾、他の報酬より課税上有利であることから、多くの企業で用いられていたことが示されている。そして、その租税上の取り扱いは1950年の内国歳入法改正まで慣習法(判例)により規定されていた(Sweeney 1960:98;生駒 1967:206)。その一方、会計上の取り扱いについては、企業により様々であり、権利確定条件等をはじめとするSO付与に関する情報開示や、SO費用の計上は認められていなかったものの、SOは報酬の一形態であるとの考えにもとづいて、費用認識が注目されていたとされる。(藻利 2013:175)

AIA(1948)は、このような時代背景のもとで設定された、SOに関する米国ではじめての会計基準である¹⁵⁾。この会計基準では、SO取引より生じる費用を損益計算から除くことは利益に多大な影響を与えるという論拠から、費用認識が必要であるとの見解のもと、(a)報酬が発生したのはいつか(測定日)、および(b)報酬をどのように測定するのか(測定方法)が主要論点とされている(AIA 1948:para.1)。なお、この会計基準の特徴は、「報酬はサービスの遂行時に支払われるべきもの」(AIA 1948:para.5)との考えのもと、報酬の対価形態に依存することなく、報酬(一般)の発生時期および報酬(一般)の測定方法という観点から、SOに関する会計処理が規定されている点である¹⁶⁾。

その後、AIA(1948)は、1952年に改訂される。そして、その改訂をベースに、AIA(1953)という新たな会計基準が設定された。このAIA(1953)では、AIA(1948)と同様、(a)測定日および(b)測定方法の2点について検討され、SOに関する会計処理が規定されている。ここで、AIA(1948)の会計処理からAIA(1953)の会計処理への変更点は、測定日が権利確定日から付与日に変更されたという点である。この変更の理由について、AIA(1953)では、SO取引は

その時系列が個々の取引によって異なっているが、特に権利確定日については、一義的に定めることは困難であるという見解が示されている（AIA 1953：paras.10-11）。しかし、実質的な理由としては、必ずしも理論の精緻化という観点から行われたわけではなく、経営者からのロビーイング活動によって必ずしも必要のない変更が行われたとの見解がしばしば示されている（生駒 1967：230-235）。

その後、1972年、APB より、新たな会計基準として AICPA（1972）が公表されるが、通常の SO について求められていたのは AIA（1953）と基本的には同じ会計処理であり、AICPA（1972）の時代も費用計上額は実質ゼロのままであった¹⁷⁾。AICPA（1972）公表後、1973年のブラック・ショールズ・モデルの誕生や1979年の二項モデルの誕生など、現在、SOの価格算定（公正価値法）に用いられているオプション・プライシング・モデルが開発された。また、Melcher（1973）をはじめとする SO に関する先行研究においては、これまで会計基準を規定する際に検討されてきた(a)測定日および(b)測定方法という論点のほか、従来拠出資本が与件とされてきた費用の相手勘定に関する論点をはじめ、より包括的な議論が行われるようになった。

このような時代の流れのなか、費用計上額が実質ゼロとなることのほか、通常の SO と変動型の SO との間に異なる会計処理が要請されていたこと（脚注17参照）により AICPA（1972）への批判が高まったことから、1993年、FASB より、株式報酬に関する会計処理を確立することを目的として、公正価値による費用測定を強制した公開草案が公表された¹⁸⁾。しかし、この公開草案は、公正価値による費用認識の強制は利益圧迫につながるという経営者からのロビーイング活動や、それに伴った議会の動きにより、改訂を余儀なくされた¹⁹⁾。そして、このような経緯を経て、公正価値による費用測定を原則処理とするものの、依然として本源的価値法も許容する FASB（1995）が公表されることとなった。

しかし、FASB（1995）が本源的価値法を許容したことにより、1995年以降も未だに多くの企業では本源的価値法を採用されていた。その結果、この本源的価値法の採用に伴って財務諸表上に費用が計上されていなかったことが、2001年のエンロン事件の一因となってしまふ。このことが契機となり、エンロン事件後、米国では、本源的価値法を容認している FASB（1995）に対する批判がさらに高まり、米国議会の巻き込みでの基準改訂に関する議論が勃発することとなった（AICPA 2013）。また、IASB においても、エンロン事件を受けて、公正価値法による株式報酬費用の測定を強制する ED2が提案され、IASB（2004）が公表されることとなった。ここで、FASB（1995）で定められている測定の基礎以外に関する会計処理の概要については、2.2.1.で前述したとおりである。

では、以上のような米国基準の変遷に対して、IASB（2004）公表にいたるまで、IASB では、どのような会計処理が規定され、それらがどのような変遷をたどったのであろうか。この点について、次項では、概観することとする。

3. 2. 国際財務報告基準第2号にいたるまでのIASBの動向

図表3 国際財務報告基準における会計上の論点

	【参考】IASB (1998)	【参考】G4+1 (2000)	IASB (2004)
測定日	N/A	権利確定日	付与日
費用の相手勘定	N/A	拠出資本	拠出資本
継続的な価格変動	N/A	考慮する	考慮しない
権利不行使による 権利失効時の処理	N/A	修正処理なし	修正処理なし
測定の基礎	N/A	公正価値	公正価値

株式報酬の利用増加と米国でのAICPA (1972)への批判が高まるなか、IASBでも、株式報酬に関する規定が定められた会計基準が1998年にはじめて公表された。それが、IASB (1998)²⁰⁾である。この会計基準では、株式報酬 (IASB [1998]では、持分報奨給付と呼ばれる)に関して、認識・測定に関する規定は存在せず、開示規定のみが定められていた (IASB 1998 : paras.145-146)。

しかし、IASB (1998)公表後、株式報酬の利用が増加する一方、IFRSでは、株式報酬に関する認識・測定の規定が存在しなかったことから、2000年、G4+1により、「株式報酬取引において生じる財務諸表の構成要素を特定し、構成要素の測定方法・計上時期を決定する」(G4+1 2000 : para.1.3)という目的のもと、株式報酬に関する会計処理 (主に貸借対照表項目に関するもの)について議論が行われることとなった (G4+1 2000 : para.2.1)。その議論の結果として公表されたのが、G4+1 (2000)である。

G4+1 (2000)において提案されている会計処理の概要は、次のとおりである。まず、いつ持分金融商品が発行されたと考えられるのかという点について、検討が行われている。そして、勤務期間における資本計上額を毎期のSO価額で測定したうえで、最終的に決済される権利確定日のSO価額と資本計上額が等しくなるよう、継続的に調整するという方法が定められている。さらに、G4+1 (2000)では、権利確定日に持分金融商品が発行されたと考えられているため、権利不行使による失効の場合には、持分金融商品の価格変動をとらえて再測定されるべきではなく、その変動を損益に影響させるべきではないとの見解が述べられている。

以上のようなG4+1 (2000)の議論を受けて、現行基準の原型であるIASB (2004)が公表されることとなった。この会計基準は、「株式報酬取引に関する財務報告、特に、従業員にSOが付与される取引に関連する費用を含めて、株式報酬取引の影響を純損益および財政状態に反映すること」(IASB 2004 : para.1)という目的のもと、報酬費用が、労働サービスの受領時点において認識されるという規定が定められたうえで、IASB (1989)における負債の定義を満たしているか否かにより、報酬費用の相手勘定を負債または資本に分類するという流れで会計処理が規定されている (IASB 2004 : para.7)。ここで、IASB (2004)で定められている会計処理の概要については、2.2.1.で前述したとおりである。

以上では、IASB (2004) までの国際財務報告基準の歴史的変遷を概観した。では、IASB (2004) 公表後、米国、IASB、および日本において、SO 会計基準はどのような変遷をたどったのか。以下では、その変遷について、主要な部分を概観することとする。

3.3. 国際財務報告基準第2号公表後現在にいたるまでの米国、IASB、および日本の動向

3.3.1. 米国およびIASBの動向

—米国財務報告基準書第123号の改正 (FASB 2004) の改正および国際財務報告基準第2号の改訂 (IASB 2009)

前述のとおり、費用の測定方法について本源的価値法も許容した FASB (1995) は、エンロン事件の一因となったことから、FASB (1995) に対する批判がさらに高まり、米国議会の巻き込みでの基準改訂に関する議論が勃発することとなる (川西 2004; AICPA 2013: 53-81)。しかし、2004年2月に、IASB から、費用の測定方法について公正価値法を強制する IASB (2004) が公表されることとなる。そこで、FASB は、IASB とのコンバージェンスとの観点から、本源的価値法を廃止し公正価値法を強制するという会計基準である FASB (2004) を公表することとなった。その後、現在、FASB (2004) は、形式上は Codification Topic718へと移行しているが、その中身は、ほぼ FASB (2004) とは変更されていない。以上が、IASB (2004) 公表後の米国基準をめぐる主要な動向である。

一方、FASB (2004) 改訂の原型となった IASB (2004) は、その後、主に、「権利確定条件および取消」と「グループ企業による現金決済型の株式報酬取引」の2つの改訂を経て、現行基準として現在も用いられている。これが、IASB (2004) 公表後の IFRS をめぐる主要な動向である。

3.3.2. 日本の動向—企業会計基準第8号の公表 (企業会計基準委員会 2005)

図表4 日本基準における会計上の論点 (藻利 2010a: 124を一部修正)

	企業会計基準委員会 (2005)	【参考】 FASB (2004) / IASB (2004)
測定日	付与日	付与日
費用の相手勘定	純資産 (その他の要素)	純資産 (拠出資本)
継続的な価格変動	考慮せず	考慮せず
権利不行使による 権利失効時の処理	修正処理あり	修正処理なし
測定の基礎	公正価値	公正価値

以上のような米国およびIASBの動向に対して、日本では、1997年、商法改正により、新株予約権制度が導入されることとなる。また、FASB (1995) の公表、2004年のIASBにおけるED2の公表という国際的な動向をふまえて、企業会計基準委員会は、SOに関する会計基準の設定は緊急性の高い検討課題であるとの判断を下し、その論点整理として企業会計基準委員会 (2002) を公表した。そして、2度の公開草案の公表²⁾を経て、企業会計基準委員会 (2005) が設定され、

現在にいたっている。

企業会計基準委員会（2005）では、FASB（1995；2004）やIASB（2004；2009）と同様、労働サービスの費消に伴う費用認識が必要であると考えられているものの、2.2.1.で前述した理由により、SOの会計処理が費用の相手勘定に焦点をあてて定められている。ここで、企業会計基準委員会（2005）の概要は、以下のとおりである。

SO取引では、付与日において従業員等に保有者に残余財産請求権等に代表される株主と同等の権利はなく、従業員等がSOを行使し、株式を取得する権利行使日に初めて、労働サービスによる出資額が資本として確定すると考えられている。このような見解のもとでは、付与日時点では、株主と同質であると考えるのは困難であると解されることから、SOは付与日時点で株主の持分である（株主）資本としてSOは計上されないことになる。また、その一方、SOは、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（企業会計基準委員会 2006）における負債の定義と合致しないため、負債の部に計上されることもない。つまり、SO費用の相手勘定は、株主資本の定義にも負債の定義にも合致しないため、純資産の部のその他の要素に計上されることとなる。

上記のような考え方をとると、SOが権利行使されてはじめて出資と同質であると考えられるため、権利が行使される場合は資本が増加することは異論がないであろう。しかし、その一方、権利確定後に権利が失効した場合には、失効分が既存株主にとって利益になると考えられている。したがって、日本基準では、権利確定後の失効時に、利益への戻入処理が行われる、という会計処理が規定されている（企業会計基準委員会 2005：9項および42-46項）。

3.4. 会計基準で用いられるストック・オプション会計問題の分析的視座

—通説との比較をつうじて²²⁾

3.4.1. 通説的な会計基準の比較論—日本の先行研究で採用されている視座

本節では、SOに関する会計基準の歴史的変遷を概観した。このうち、現行基準である、FASB（1995；2004）、IASB（2004；2009）、および企業会計基準委員会（2005）を比較した場合の通説的な解釈は、以下のとおりである。これらの会計基準を比較すると、費用計上が必要であると考えられている点、費用認識の相手勘定が「純資産」である点、測定日を付与日とする点、および、測定の基礎を公正価値とする点では共通しており、これらの会計基準は、全体として類似していると考えられる。

しかし、その一方、FASB（1995；2004）・IASB（2004；2009）と企業会計基準委員会（2005）との間では、費用認識の相手勘定が拠出資本か否かという点や、権利不行使による権利失効時において利益への戻入処理を行うかどうかという点等、いくつかの相違点もみられる。この相違点が、会計基準の背景にある考え方（会計上の資本と利益の区分）に関する考え方の相違に結びついているとの見解のもと、SO会計（基準）をまず資本と利益のあり方に焦点を当てて分析する先行研究が、特に日本においてしばしば見受けられる。

すなわち、FASB（1995；2004）とIASB（2004；2009）では、SO付与と出資が同質であるとの見解のもと、SO付与と同時に発行価額がそのまま資本拠出を確定させるため、それ以降の価格変動や権利失効は認識されないと解されている。それに対して、企業会計基準委員会（2005）では、従業員等がSOを行使し株式を取得してはじめて、SOの資本としての性格が確定し、出資と同質であると考えられている。そして、このような事実認識のもと、権利が行使される場合は労働サービスによる出資額が資本となる一方、権利確定後に権利が失効した場合には、失効分が既存株主にとって利益になると考えられているのである。

このように日本の先行研究で資本と利益の区分からSO会計が議論される背景には、2.2.で前述した通り、日本の商法や会社法が存在すると解される。これらの法律では、SOは新株引受権や新株予約権の一種と捉えられている。そして、この商法や会社法の影響を受けて、日本の先行研究では、SO取引は株式の有利発行（資本取引の一種）にあたり他の報酬取引とは異なるとの観点から、SO会計が資本（企業所有者や拠出資本の範囲）から利益（費用配分のあり方等）を導出するという順序で論じられる傾向にある。この見解に立脚すれば、借方処理として、株式報酬費用の計上は自明ではなく、受贈益の計上も考えられうる。そのため、この見解のもとでは、まず、費用認識の要否が、より重要な論点の1つとして議論されうる。

3.4.2. 本稿の立場—会計基準で採用されている視座

それに対して、本節において概観してきたとおり、会計基準の設定の場では、近年でこそ費用の相手勘定に焦点があてられているものの、総じて労働サービスの費消に伴う費用認識が必要であるという基本思考が貫かれ、測定日や測定方法を中心に議論されたうえで、会計基準が設定されてきた。つまり、会計基準設定の場では、まず、株式報酬費用の認識（配分）のあり方が議論されてきたと解される。

このような考え方の背景には、3.1.で前述したとおり、米国では、①会社法が州法として定められており配当規制のみを規定していることから、会社法は会計にあまり影響を与えていないことに加え（弥永 2013）、②SOが他の報酬より課税上有利であることから、SOの取り扱いが会計に先立って租税判例により規定されていたことが影響していると解される。というのも、米国の初期の租税判例では、まず、所得が資本財から分離（実現）することにより生じ、資本価値は（資本財から期待される）その所得の現在価値の総計として導かれるとされていたこと、すなわち、所得（利益）から資本が導出されるという順序で議論が行われていたためである。

このように、日本の先行研究では、SO会計が資本と利益の区分から検討されているのに対して、基準設定の場では、SO会計が費用配分（費用認識のタイミング）から議論されている。この資本と利益の区分に関する問題と、費用認識のタイミングに関する問題とは、いずれも利益測定の問題であり、この2つの問題は不可分であるものの、検討される順序が異なることにより、

導出される会計処理や基本思考に影響を与える可能性が存在する。

会計基準設定の場では、費用認識のタイミングに関する問題がまず議論されているように見受けられるが、では、その議論と資本と利益の区分に関する問題はどのように結びついているのであろうか。また、諸外国における2つの問題の関係は、日本の先行研究において用いられているその関係とどのような相違点・共通点が存在するのであろうか。

そこで、このような問題意識のもと、以下では、今後以上の問題意識を検討するに先立って、会計基準で設定されている費用認識のタイミングに関する会計処理について、整理・分析することにする。より具体的には、一見すれば、費用認識のタイミングに関する議論はどの現行基準も共通しているように見受けられるが、果たして相違点は存在しないのであろうかという点について、IASB（2004；2009）における費用認識に関する基本思考の特異性に焦点をあてて議論することとする。

4. 国際財務報告基準第2号の費用認識における基本思考

—日米基準との比較をつうじて

4.1. 日米基準における費用認識の議論とその共通点

前節では、FASB、IASB、および企業会計基準委員会におけるSO会計基準の変遷を概観した。このうち、日米基準では、SO取引により発生した費用を認識することの目的のもと、費用認識については、以下のような検討が行われていた。すなわち、AIA（1953）、AICPA（1972）、FASB（1995）、FASB（2004）、および企業会計基準委員会（2005）では、付与日時点に従業員と企業との間で労働サービスとSOとの等価交換が行われたという考えに立脚して、付与日における株価等にもとづいて費用額が測定されることと定められていた。それに対して、AIA（1948）では、SOは、付与日では権利は確定せず、権利を行使すれば株式が得られるという無条件の権利（コール・オプションまたは新株予約権）が獲得できるかわからないため、その無条件の権利に従業員等が獲得する権利確定日に、その時点の株価等にもとづいて費用額が測定されることと規定されていた。そして、これらの費用額のうち、当期労働サービスが費消されたと解される部分が当期の費用として認識されることとなる。

では、株価等によって費用額を測定し労働サービスが提供される期間にわたり費用を認識するという会計処理には、どのような意味があるのであろうか。この点について、以下、説明することとする。

4.1.1. 日米基準における費用認識の基本思考⁽²³⁾

Paton and Littleton（1940：11）など、多くの先行文献でも述べられているように、交換取引は、企業の経済活動の多くを占めているとされるが、交換取引において発生した収益および費用は、交換時の対価額（取引価額）により測定されることとされている（Paton and Littleton 1940：

11；中島訳 1958：18など)。この取引価額については、現金収入または現金支出が存在する場合には、その現金価額が交換時点の取引価額となるとされているが、(a)その現金価額が公正な第三者取引による額と異なっているケース、または(b)現金の授受が存在しないケースにおいては、交換（取引）時点の対価額をもって取引価額となるとされている（Paton and Littleton 1940：11；中島訳 1958：45；大日方 2003：230）。

そして、企業は、従業員等から労働サービスを獲得する際に、それと交換に対価（報酬）を支払っているとの考えにもとづけば、報酬取引も、交換取引の一形態であると解される。このような見解のもと、たとえば、現金給与取引では、報酬費用額が交換時における対価額（現金支出額）をもって測定されると考えられる。具体的には、報酬支払時点（交換時点）において、①支払った報酬額（ここでの現金支出額）から、企業に流入した労働サービスの価額が測定され、②（労働サービスはその資産の性質上貯蔵することはできずに直ちに費消されるが、）企業に流入した労働サービスの価額が、企業が費消する労働サービスの価額と等しくなり、③その企業が費消した労働サービスの価額にもとづいて、それに伴って計上される報酬費用額が測定されることになると考えられているのである。

また、伝統的な企業会計の枠組みにおいて、このように測定された費用額は、収益と費用との関係を満足するようなかたちで把握され、その差額として期間利益が計算されることとなる。そして、この対応関係を満足するよう利益計算を正確かつ確実に行うべく、ある期の費用と収益を確定させるために、まず、収益は、実現主義により認識される。それに対して、収益獲得のために企業の生産活動をつうじて徐々に費消される費用は、期間利益を獲得するために当期に費消された部分と未費消分とに区分され、その費消に応じて期間配分されることとなる。一方、未費消原価については、資産として繰延べられることとなる。このような考えにもとづいて、（前払）現金給与取引を考えると、交換取引日に測定された報酬費用額を当期費消分と未費消分とに区分することとなる。そして、労働サービスの費消に応じて当期に費消された分を報酬費用として認識し、報酬費用の未費消分を前払費用として繰延計上するという会計処理がとられている。

では、このような観点から、SOに関する日米の現行基準で定められている費用の認識・測定に関する規定を検討すると、どのような説明が可能であるのか。以下では、この点について検討を行う。

4. 1. 2. 日米基準の基本思考のもとで導出されている会計処理

—交換取引における費用測定とその配分²⁴⁾

以上のような考え方にもとづいて、SO取引を同じく報酬取引の一形態であると考えれば、SO取引では、いずれの時点においても会社財産は流出しないため、いつが交換時点にあたるのかの解釈については議論の余地が存在する。FASB（2004）、IASB（2009）および企業会計基準委員会（2005）という現行基準のもとでは、付与日時点に従業員と企業との間で労働サービスとSO

との報酬契約が締結されたことにより、労働サービスの価額について一定の合意が成立し労働サービスと SO との交換取引が行われたという考えにもとづいて、付与日における株価等にもとづいて報酬費用額が測定されることと規定されている。すなわち、まず、①報酬額（付与日の SO の価額）から企業に流入した労働サービスの価額が測定され、②企業に流入した労働サービスの価額が、企業が費消する労働サービスの価額と等しくなり、③その企業が費消した労働サービスの価額にもとづいて、それに伴って計上される報酬費用額が測定されることになると考えられている。

そして、一期間のうちに対象勤務期間が終了するのであれば、付与日に測定した費用額がただちにすべて期間費用額として計上されることとなる。その一方で、対象勤務期間が複数期間にまたがる場合には、付与日に測定した費用額を当期費消分と未費消分とに区分し、対象勤務期間にわたる労働サービスの費消にあわせて、費用が期間配分される。

このような会計処理のもとでは、通常、費用の未費消分について、前払費用としてオンバランス処理される。しかし、現行基準では、オフバランス処理されるという会計処理がとられている。FASB（1995）にもとづけば、このような会計処理がとられるのは、以下の理由によると考えられる。すなわち、SO 取引は、(a) 付与日時点では完全未履行契約であるため、かつ、(b) 近年一部の未履行契約がオンバランス処理されている現状をふまえ、Ijiri（1980）をはじめとする契約会計の考え方を援用したとしても、SO 取引における対象勤務期間では、従業員等は労働サービスを提供せずとも法的制裁は課されず、また、企業は従業員等に対して株式を交付する義務も存在しないことから、確定的なコミットメントも存在しないと解されるためという 2 点である。このような見解に立脚して、現行基準では、費用の未費消分が資産の認識要件を満たしていないと考えられているのである。（藻利 2012b）

4. 1. 3. 日米基準の基本思考のもとで導出されている会計処理の共通点

—費用認識の結果としての資産の変動⁽²⁵⁾

以上のように、SO に関する日米基準においては、交換取引における一般的な費用の測定方法と同様、伝統的な方法により費用が認識・測定されていると解釈できることを確認した。ここで、これらの会計処理の特徴としては、以下の 2 点が挙げられている。まず、費用や資産（前払費用）の測定値については、(いつの時点を取引時点と考えるかについては議論の余地が存在しているものの、) 取引価額が前提とされている。そのため、このような費用認識の方法においては、この取引価額をどのようなタイミングで費用として認識するかが焦点となっていると解される。

また、この会計処理では、当期の期間費用額を、収益との対応にもとづいて（労働サービスの費消に応じて）各期に配分される価額により確定したうえで、その期間費用額から未費消分の価額（資産額）が決定されることとなる。すなわち、この会計処理方法において、資産の変動額は、費用の認識の結果として導出されると考えられる。これが、もう 1 つの特徴である。

4.2. 国際財務報告基準第2号における費用認識の議論とその特異性

一労働サービスの公正価値による費用測定

4.2.1. 国際財務報告基準第2号における費用認識の基本思考

それに対して、IASB（2004；2009）では、SOは報酬体系の一部として従業員等に付与されるが、企業に提供された労働サービスはその報酬体系の構成要素ごとに識別すること（識別可能性）が困難であること、また、労働サービスの公正価値の参照（測定可能性）が不可能であることから、従業員等に付与されるSOについては、SO価額にもとづいて労働サービスの価額が測定されなければならないとされている（IASB 2009：para.11）。

しかし、前段落の規定の上位にある（従業員等に報酬目的として付与されたSOだけでなく、取引先等、報酬目的以外で付与されたSOも含めた）SO取引の認識・測定原則によれば、資本額は、企業が受領した財サービスの公正価値により直接測定しなければならないと定められている（IASB 2009：para.10）。この原則が規定されている論拠として、IASB（2009）では、以下の点が述べられている。IASB（1989）のもとでは、資本は、資産・負債という2つの構成要素を厳格に定義すれば、その残余として自ずと導かれるとされている。IASB（2009）では、この考え方を測定次元にまで適用し、資本はあくまで資産と負債の残余であることから、直接測定されることなく、純資産（＝資産－負債）の変動から生じ、また、利益はその純資産の変動から生じると考えられている。

このような考えに立脚して、IASB（2009）では、現金出資のケースでは、資本額は、その対価である資産価額（現金価額）により測定されることから、SOのケースにおいても、資本額は、その対価である資産価額によって測定されるべきと論じられている（IASB 2009：para.BC64）。そして、SOは、負債の定義には合致せず、費用の相手勘定は資本として規定されることから、資産額がそのまま当期の資本額となると述べられている⁽²⁶⁾。

以上の基本思考を有する（現行規定より上位にある）認識・測定原則が存在するということは、識別可能性と測定可能性の制約に抵触しなければ、この基本思考が従業員等に報酬目的で付与されるSOにも適用されうることを示唆している。そこで、この見解にもとづいて、(1)識別可能性と測定可能性の制約が満たされるのであれば、IASB（2004；2009）ではどのような費用認識方法が導出されるのか、また、(2)その費用認識方法と、4.1.で前述した日米基準にける費用認識方法との間には、どのような差異が存在するのかという点について、同様の思考のもとで検討された会計モデルであると解される収益認識プロジェクトで提案されたモデルの議論を参考に、以下、整理・分析することとする。

4.2.2. 国際財務報告基準第2号の基本思考のもとで想定されうる会計処理

—労働サービスの公正価値の変動の結果としての費用の測定

(1) 収益認識プロジェクトとそこで提案された現在出口価格モデルおよび顧客対価モデル

収益認識プロジェクトは、2002年、FASBとIASBの共同プロジェクトとして発足した。当時、FASBとIASBでは、それぞれ、①包括的な収益認識に関する規定の欠如、ならびに、資産の流入・負債の弁済に着目したFASB(1985)における収益の定義と、米国財務会計概念書第5号(FASB 1984)のpara.84に代表される、実現・稼得に着目した会計基準上における収益認識に関するありかたとの非整合、ないしは、③支配の移転のみに着目したIASB(1989)における収益の定義と、国際会計基準第18号(IASB 1993)における収益認識に関する規定との非整合が問題視されていた。そして、この非整合を解消すべく、資産負債中心観にもとづいた新しい収益認識モデルの開発を目的に掲げ、収益認識に関する議論が行われることとなったのが、プロジェクト発足の経緯である。

そして、プロジェクトが進むなか、2008年、最初に公表された公式文書である討議資料「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」(IASB 2008)が公表された。そこで検討対象とされていたモデルは、現在出口価格モデル、顧客対価モデル、および実現・稼得モデルの3つであるが、このうち、IASB(2008)公表前において有力候補とされていたのが現在出口価格モデル、また、IASB(2008)で提案されたモデルが顧客対価モデルである。

まず、現在出口価値モデルは、顧客との契約により生じる資産や負債の公正価値にもとづいて収益を認識するという会計モデルである。具体的には、顧客との契約締結時に生じる請求権と履行義務とを公正価値で測定し、以下を収益として認識することとなる。すなわち、請求権の公正価値が履行義務の公正価値を超過する場合には、ネットポジションが契約資産として計上される一方、請求権の公正価値が履行義務の公正価値を下回る場合には、ネットポジションが契約負債として貸借対照表に計上され、それとともに収益が認識されることとなる。そして、企業が履行義務を遂行していくことに伴って減少する履行義務が、収益として認識されていくこととなる。(IASB 2008 : para.5.15-5.24 and 5.37-5.54 ; 辻山 2012b : 131-132)

それに対して、顧客対価モデルでは、まず、顧客との契約締結時に、請求権と履行義務が顧客対価にもとづいて測定されることとなる。そして、契約締結時以降は、履行義務が減少することに伴って増加するネットポジションの価額を、収益として認識していくこととなる。IASB(2008)などをはじめとするIASBの見解によれば、この会計モデルは、「履行義務の遂行に伴う履行義務の減少をネットポジションの増加と呼び、その評価によって収益を認識する」(辻山 2012b : 132)ことから、資産負債中心観のもとでの会計モデルの一形態であると述べられている⁷⁾。(IASB 2008 : para.5.25-5.26, and 5.37-5.54 ; 辻山 2012b : 132)

そこで、これらの会計モデルを援用した場合、識別可能性と測定可能性の制約が満たされるのであれば、IASB(2004;2009)ではどのような費用認識方法が導出されうるのかについて、以下、

検討を行うこととする。

(2) 国際財務報告基準第2号の基本思考のもとで想定されうる会計処理

前述のとおり、IASB（2004；2009）では、まず、すべての株式報酬取引を認識・測定する際の原則として、以下の点が規定されている。すなわち、株式報酬取引で受領された財サービスは、それらの受領時点で認識されなければならないことが明記されたうえで、財サービスを、持分金融商品（株式やSOなど）を付与して受け取った場合は拠出資本として、（決済日の株価等と権利行使価格との差額を現金で決済する）株式増価受益権（Stock Appreciation Rights: SAR）等で受け取った場合は負債として、対応する増加を認識しなければならないことが定められている（IASB 2009：para.7）。そして、受領された財サービスが、資産の認識要件を満たさない場合には、費用として処理されなければならない旨が述べられ、資産の認識要件が満たされない例として、サービスの費消が取り上げられている（IASB 1989；IASB 2009：para.8-9）。

また、前述のように、IASB（2004；2009）では、労働サービスの報酬ごとの識別可能性と労働サービスの測定可能性を満たさないことから、報酬目的のSO取引では、SO価額によって労働サービスの価額が測定されなければならないが、報酬目的以外で付与されたSOについては、SO取引の認識・測定原則にもとづいた会計処理が定められている（IASB 2009：para.10-11）。その会計処理の概要は、以下のとおりである。

まず、受領された財サービスは、財サービスを受領した日現在の公正価値で測定されなければならない（IASB 2009：para.13）。そして、IASB（2004；2009）では、特に受領された財サービスのうち識別可能なものが持分金融商品または負債の公正価値を下回る場合には、識別可能でない財貨サービスを企業が受領する（または受領する予定である）ことを示していると述べられている（IASB 2009：para.13A）。そのため、このような場合には、①識別可能な財サービス部分を受領した日現在の公正価値で測定したうえで、②識別可能でない財サービスを、持分金融商品または負債の公正価値と識別可能な財サービスの公正価値との差額として測定しなければならないと規定されている（IASB 2009：para.13A）。なお、この識別可能でない財サービスは付与日現在で測定されなければならないが、SAR取引においては、負債は決済されるまで各報告期間末に再測定しなければならないとされている（IASB 2009：para.13A）。

このように、IASB（2004；2009）では、まず、取引の借方側（資産）が議論され、その議論から影響を受けて決済の手段により取引の貸方側（負債ないし資本）が規定されている。しかし、前述のとおり、取引の貸方側が拠出資本である場合、この拠出資本はあくまで資産と負債の残余であることから、直接測定されることなく、再測定する必要もなければ、再測定することも適切ではないという見解が示されている（IASB 2009：para.BC240）。このような事実認識のもと、取引の貸方側が負債か拠出資本かにより、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる会計処理は異なりうる。そこで、以下では、以上の規定を与件としつつ、まず、SARに関する

る会計処理と現在出口価格モデルを参考にしつつ、取引の貸方側が負債となる場合の会計処理を導出する。そして、株式増価受益権での議論と対比させることにより、取引の貸方側が拠出資本となる場合の会計処理を分析することとする。

(2-1) 費用の相手勘定が負債であるケース—株式増価受益権の会計処理にてらして

SAR 取引とは、従業員等が企業に労働サービスを提供し権利確定したのち、あらかじめ決定された価格（権利行使価格）を株価が上回ったとき、権利を行使し、権利行使価格を上回った部分を現金で受け取るにより利益を享受するという仕組みである（企業会計基準委員会 2002）。ここで、この SAR は、権利行使価格を上回った部分を現金で受け取るという決済方法が SO と異なっている。

このような SAR 取引であるが、IASB（2004；2009）では、取引の借方側および取引の貸方側双方で資産が変動することが指摘されている（IASB 2009：para.BC241）。すなわち、資産（労働サービス）の受領と、決済時点での資産（現金）の支払いである（IASB 2009：para. BC241）。このような事実認識にもとづけば、SAR 取引については、労働サービスという資産の変動と、将来第三者に現金を支払う義務という負債の変動が認識されると考えられる。

以上のような現行規定を与件とし現在出口価格モデルも参考にしつつその会計処理を検討すると、まず、契約締結時（付与日）において、資産（労働サービス）と負債（将来第三者に現金を支払う義務）は、公正価値で測定されると考えられる（IASB 2009：para.13）。そして、現在出口価格モデルを援用すれば、付与日において、労働サービスの公正価値が負債の公正価値を超過する場合には、ネットポジションが資産として計上される一方、労働サービスの公正価値が負債の公正価値を下回る場合には、ネットポジションが負債として貸借対照表に計上され、それとともに費用が認識されることとなるとの会計処理が導出される。

次に、付与日以降の処理であるが、取引の借方側については、前述の認識・測定原則で指摘されているように、労働サービスの価値（公正価値）は、労働サービスが受領される時点で再測定され、労働サービスが受領される時点が複数存在する場合には、その時点ごとに公正価値で再測定されることになると考えられる（IASB 2009：para.7 and 10）。一方、取引の貸方側については、SAR が金融商品の一形態であることから、負債が每期公正価値で再測定することと定められている（IASB 2009：para.30-33）。このように、IASB（2004；2009）の基本思考のもと、取引の貸方側を負債と定めた場合には、労働サービスが費消され資産の認識要件を満たさなくなっていくことに伴って、費用が認識されていくという会計処理が導出される。

(2-2) 費用の相手勘定が拠出資本であるケース—ストック・オプションの会計処理にてらして

以上の SAR に関する会計処理に対して、IASB（2004；2009）の基本思考のもとでは、SO 取引は、資産を対価として持分金融商品（株式等）を発行する取引であり、資本額はその対価

である資産の公正価値によって測定されるべきと考えられている（IASB 2009：para.BC65）。そして、このような事実認識のもと、IASB（2004；2009）では、SO取引の特徴は、取引の借方側のみで資産が変動することであると述べられている（IASB 2009：para.BC240）。すなわち、企業は資産（労働サービス）を受領するが、一方で、企業から流出する資産は存在しないため、取引の貸方側では、資産は変動しないと解される。

では、このような見解のもと、どのような会計処理が導出しうるのか。まず、IASB（2004；2009）では、契約締結時（付与日）には、資産（労働サービス）と拠出資本（SO）とを公正価値で測定することが定められている（IASB 2009：para.13）。ここで、労働サービスの公正価値がSOの公正価値を超過する場合、IASB（2004；2009）では資本額はその対価である資産の公正価値（労働サービスの〔公正〕価値）によって測定されるべきと考えられていることから、労働サービスの公正価値と持分金融商品の公正価値との差額は、識別可能ではない労働サービス部分を表していると述べられており、その結果、SOの公正価値にあわせて、差額は、識別不能の資産が追加計上されることになることとされている（IASB 2009：para.13A）。一方、労働サービスの公正価値がSOの公正価値を下回る場合には、同じく資本額はその対価である資産（労働サービス）の公正価値によって測定されるべきと考えられていることから、労働サービスの公正価値にあわせる形で、超過額が拠出資本として貸借対照表に計上され、それとともに費用が認識されることとなる。

次に、付与日以降の処理について検討する。まず、取引の借方側については、前述の認識・測定原則で指摘されているように、労働サービスの価値（公正価値）は、労働サービスが受領される時点で再測定され、労働サービスが受領される時点が複数存在する場合には、その時点ごとに公正価値で再測定されることになる。一方、取引の貸方側については、この拠出資本はあくまで資産と負債の残余であることから、直接測定されることないこととされている。そして、その結果、持分金融商品は、再測定する必要もなければ、再測定することも適切ではないという見解が示されている（IASB 2009：para.BC240）。そして、このような考えにもとづけば、資産である労働サービスの（公正）価値によって当初額が測定され、労働サービスが費消され資産の認識要件を満たさなくなっていくことに伴って、費用が認識されていくという会計処理が導出されうる。

このように、IASB（2004；2009）において、取引の貸方側を資本とする場合には、取引の貸方側の測定値にはSO価額が用いられずに取引の借方側の測定値に従属して会計処理が行われると考えられている。また、付与日時点で測定した当初測定額が（毎期）再測定されるわけではなく、サービスの費消という資産の認識要件を満たさなくなっていくことに伴って費用が計上されていくという会計モデルが検討されている。このような会計処理の特徴は、取引の貸方側を負債とする場合の会計処理の特徴（当初取引価格モデルと類似した特徴）と同様ではいえない。取引の当初（付与日）において借方側と貸方側の当初測定額の差額がゼロとなること、および、資産の認識要件を満たさなくなっていくことに伴って費用が計上されていくという特徴は、顧客対価

モデルのそれをとらえていると解される。

では、4.1.における日米基準の費用認識方法に対して、以上の費用認識方法（特に2-1のケース）は、どのような特徴（特異性）を有しているのであろうか。この点について、以下、検討することとする。

4.2.3. 国際財務報告基準第2号の基本思考のもとで想定されうる会計処理の特異性

一 資産の変動の結果としての費用の測定²⁸⁾

日米基準において規定されている費用認識の特徴としては、①費用の認識のタイミングが焦点とされている点、および②資産の変動額は費用の認識の結果として導出される点が挙げられることは前述した。それに対して、労働サービスの公正価値を測定しその公正価値の変動により費用を測定するという会計モデルが導出されうるIASB（2004；2009）における基本思考の特異性を検討すると、以下の2点があげられるであろう。

まず、1つめの特徴として、このモデルでは、資産の測定値が、実際の取引価額（交換時の対価額）とは独立して外生的に決まり、その測定値をもとに費用額が測定されることになる。そのため、この会計モデルのもとでは、（労働サービスの）公正価値による測定も正当化されうることとなり、また、伝統的な収益との対応関係によって費用の認識が決まる余地はないと考えらえる。

つぎに、この会計モデルでは、費用額は、資産（労働サービス）の測定値の変動の結果として測定される。これが、2つめの特徴である。そのため、伝統的な企業会計の枠組みやSOに関する日米基準と、費用認識と資産認識との因果（フローとストックの規定関係）が逆転していると考えられる。以上が、IASB（2004；2009）における基本思考（費用の認識・測定原則）の特異性である。

現状、一般的には、労働サービスの価値が報酬パッケージのいずれに帰属するか定かではないため、また、労働サービスの公正価値は測定不可能であるため、IASB（2004；2009）のもとでも、実質は、SO 価額から報酬費用が測定されている。しかし、現在でも、プロサッカーチームなど、一部ではすでに人的資本の公正価値評価が行われている（菅原 2001）。このような事実認識のもと、もし将来労働サービスの公正価値が算定可能となれば、伝統的な企業会計の枠組みやSOに関する日米基準とは、異なる会計思考にもとづいた費用認識が行われる可能性が存在する。

では、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法は、どのような上位概念から導出されたものなのであろうか。また、この会計モデルは測定可能性の要件を充足することができれば、FASB、IASB、および企業会計基準委員会における現行のフレームワーク²⁹⁾などとも整合する会計モデルであろうか。次節では、資産負債中心観に関する考え方の違い、そして、資産負債中心観より上位にある基本思考として財務報告の目的に関する考え方の違いを取

り上げ、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法の是非を検討することとする。

5. 現行のフレームワークと近年の国際財務報告基準の背景にある基本思考 —資産負債中心観と財務報告の目的に関する考え方の違い

5.1 現行のフレームワークと近年の国際財務報告基準との背景にある基本思考

—資産負債中心観と財務報告の目的に関する考え方の違い

FASB（1974）、IASB（1989）、企業会計基準委員会（2005）、およびFASB（2010）では、総じて、投資家の経済的意思決定や企業価値評価に資する情報の提供が、財務報告の目的として掲げられている。詳しくは、5.3.で後述するが、従来、現行のフレームワークのもとでは、この投資家の企業価値評価に資する情報は、フロー（利益）情報とされていた（Storey and Storey 1998；岩崎 2012）。

しかし、2001年のエンロン事件の発生を契機として、会計規制のありかたが問われることとなった。具体的には、SO費用の事実上ゼロ計上のほか、収益認識に関する包括的な規準が存在しないことに伴う収益の早期架空計上などが、当時、問題視されていた。この状況のもと、FASBは、収益の早期架空計上を防ぐため、前述のように、IASBとの共同プロジェクトを発足させ、経営者の意図を排除すべく、資産負債中心観のもとでの収益認識モデルの開発を進めてきた。その最初の帰結が、4.2.で詳述したIASB（2008）における現在出口価格モデルおよび顧客対価モデルである。

このような事実認識のもとでは、財務報告の目的を果たすために必要な、投資家の企業価値評価に資する情報に関する具体的な解釈については、しばしば、エンロン事件以降、フロー情報からストック情報へと移行している傾向が見受けられる⁽³⁰⁾。また、以上の財務報告の目的に関する解釈の変化は、一般的に、収益費用中心観から資産負債中心観へ移行したと表されることもある。

そこで、以下、まず、現行のフレームワークとエンロン事件以降の米国基準やIFRSでは、それぞれ、収益費用中心観と資産負債中心観との関係と、投資家の企業価値評価に資する情報に関する考え方の違いについて概観することとする。

ここで、収益費用中心観と資産負債中心観に関する一般的な定義を、まず確認する。収益費用中心観とは、適切な期間損益計算を重視し企業の成果である収益とそのため生じた犠牲である費用とを対応させることで利益を算定するという考え方である（FASB 1976：para.38）。それに対して、資産負債中心観とは、資産・負債という2つの構成要素を厳格に定義することにより、利益を算定する考え方である（FASB 1976：para.34）。

5.2. 現行のフレームワークと近年の国際財務報告基準との背景にある資産負債中心観に関する考え方の違い

5.2.1. 現行のフレームワークの背景にある基本思考(1)

—収益費用中心観の相互補完的な役割としての資産負債中心観

収益費用中心観と資産負債中心観との関係性については諸説存在するが³¹⁾、辻山(2007a: 34-35; 2007b: 141-142)などによれば、次のような見解が示されている。すなわち、以下の引用にもとづけば、収益費用中心観のもとでの利益計算と資産負債中心観のもとでの利益計算の違いは、認識要件を課すことにより、貸借対照表に認識される項目を(1)に限定するか否かであると解されることから、本来、資産負債中心観は、収益費用中心観の補完的な役割として導入されたと考えられ、この思考が現行のフレームワークにも取り入れられていたと考えられているのである³²⁾。

資産負債アプローチと収益費用アプローチのいずれかを採用する際の概念上の問題は、その概念を正確に定義することがその他の構成要素の定義を左右することになるもっとも根本的な構成要素を選択することに関わっている。資産負債アプローチは、利益およびその内訳要素を定義する際に資産と負債の定義に依存する。資産負債アプローチの提唱者は、適切な利益測定は資産と負債の注意深い定義から導かれると考えられている。それとは逆に、収益費用アプローチは、収益と費用の定義に依存し、利益を定義するために収益と費用を関連付ける、すなわち「対応させる」ことに依存する(利得および損失の定義もまた重要であるかもしれない)。収益費用アプローチの提唱者は、適切な利益の算定がその他の会計測定値の基礎をなすと考えている。収益費用アプローチの提唱者のいくつかにとって、利益およびその内訳要素の定義は資産と負債の定義の範囲を確定するものである。すなわち、かれらは、収益費用アプローチの下では期間利益を測定するうえで必要であるが、企業の経済的資源または責務を表現しないある種の「繰延借方項目」、「繰延貸方項目」および「リザーブ」を資産および負債に含めるのである。その他の収益費用アプローチの提唱者にとって、利益およびその内訳要素の定義は、貸借対照表における2種類の項目群、すなわち(1)経済的資源および経済的責務を表現する資産および負債ならびに(2)資産でも負債でもないがそれにもかかわらず貸借対照表において報告されるその他の諸項目(上述の「繰延借方項目」、「繰延貸方項目」および「リザーブ」)を出現させるものである。

(津守監訳 1997: 45; FASB 1976: 4)

これと同様の見解は、Storey and Storey (1998)にも示されている。すなわち、収益費用中心観のもとでは、適正な期間損益計算、すなわち収益と費用との対応を行うことにより利益を算定するという観点から、収益および費用の期間配分を行う際には、ほぼすべての借方残高が資産

に、また、ほぼすべての貸方残高が負債になり、多くの計算擬制項目⁶³が計上されることにより、財務諸表作成者の個人的な判断・意見（恣意性）が混入する。たとえば、Storey and Storey (1998) では、研究開発支出を資産とみなすかどうか、自家保険引当金を負債とみなすかどうかを議論する場合、収益費用中心観のもとでの資産および負債の定義は役に立たないと述べられている。

それに対して、資産負債中心観のもとでは、その定義に合致する項目のみが、資産の部または負債の部に計上されることとなる。このような考えのもと、資産負債中心観は、収益費用中心観にもとづいて利益計算を行う際、資産や負債の定義に合致するか否かにより、収益および費用の期間配分において多くの計算擬制項目が計上されることにより生じる恣意性に歯止めをかけるという目的で、採用されたと解されているのである。

では、このような資産負債中心観に関する考え方は、どのようにSOに関する日米基準に反映されていたのであろうか。その点について、以下、整理することとする。前述のように、日米基準では、SO取引において生じる原価額を交換時の対価額によってとらえて、その原価額（グロスの価額）を、費用配分の原則にしたがって当期費消分と未費消分とに区分したうえで、対象勤務期間にわたる労働サービスの費消にあわせて、期間配分していた。しかし、その一方、費用の未費消分は、現金給与取引などとは異なり、オフバランス処理されていた。このオフバランス処理が採用された理由としては、4.1.において前述した2つの理由より、資産として認識するには不確実性が高いと考えられたためと解される（野口 2006：132；藻利 2012b）。

以上、日米基準においては、SO取引における繰延項目（費用の未費消分）が、資産の認識要件を充足しないことにより、オフバランス処理されていると解釈できることを確認した。つまり、このような考えに立脚すれば、SOに関する日米基準において、資産負債中心観は、辻山（2007a：34-35；2007b：141-142）やStorey and Storey（1998）などの見解と同様、収益費用中心観の相互補完的な役割を果たしていることになる。また、IASB（2004；2009）の現行規定についても、日米基準と同様の会計処理が定められていることから、この考え方が取られていると考えられる。

それに対して、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法では、資産負債中心観は、どのような役割を果たしているのであろうか。この点について、以下、述べることとする。

5.2.2. 近年の国際財務報告基準の背景にある基本思考(1)

一収益費用中心観の相互排他的な役割としての資産負債中心観

前述のとおり、この2つの中心観の関係は、必ずしも相互排他的なものではなかったが、近年、相互排他的なものとしてしばしば捉えられている。この資産負債中心観のもとでは、定義を満たした資産および負債をできるだけ網羅的に計上し、それらを取引価額とは独立に外生的な測定値（たとえば公正価値）により測定し、その変動により利益を測定すると考えられている。ここで、この資産負債中心観が収益費用中心観と相互排他的といわれる理由については、資産の測定

値が取引価額とは独立に決まるため、伝統的な収益との対応関係によって費用の認識が決まる余地はないためと考えられる。

では、このような資産負債中心観に関する考え方は、どのようにIASB（2004；2009）に反映されていたのであろうか。4.2.で前述のように、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定される費用認識方法として、本稿では、収益認識プロジェクトの現在出口価格モデルを参考に、企業に流入した労働サービスの公正価値を算定し、その変動により費用を測定する会計モデルを導出した。この会計モデルでは、企業に流入した資産を、取引価額とは独立した測定値である公正価値により測定し、その変動により費用ひいては利益が測定されている。つまり、このような見解に立脚すれば、IASB（2004；2009）の基本思考において、資産負債中心観は、収益費用中心観の相互排他的な役割を果たしていると解される。

では、このような資産負債中心観に関する考え方の違いに対して、優劣はつきうるのであろうか。この違いが生じている原因としては、資産負債中心観に関する考え方も密接に結びついており、かつ、その上位概念である「投資家の意思決定に資する情報」とはどのようなものを指すかに関する基本思考の違いに帰着していると考えられる。では、それぞれに、どのような情報提供が想定されているのであろうか。この点について、以下、分析したうえで、SO会計へのインプリケーションを述べる。

5.3. 現行のフレームワークと近年の国際財務報告基準との背景にある財務報告の目的に関する考え方の違い

5.3.1. 現行のフレームワークの背景にある基本思考(2)

—投資意思決定に資する（フロー）情報の提供

まず、米国財務会計概念書第8号（FASB [1978]）のもとでは、投資家の予測に資する情報とその具体的な情報内容について、以下のように定められている。そして、その結果、投資家および債権者等にとってより有用な情報は、利益情報であると述べられている。

財務報告の目的は、投資者、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期およびその確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。（川村2007b：242；FASB 1978：para.37）

財務報告における主な焦点は、稼得利益およびその内訳要素を測定することによって獲得される当該企業の業績に関する情報である。当該企業の正味キャッシュ・インフローの見込額を評価することに関心を寄せる、投資者、債権者およびその他の情報利用者は、特にそのような情報に関心を有する。（FASB 1978：para.43）

また、Storey and Storey (1998 : 83) でも、FASB (1978 : para.43) を引用したうえで、資産および負債の測定方法については、FASB (1984) 以外の概念書では何も述べていないとの見解が示されている。

以上の FASB (1978) に対して、企業会計基準委員会 (2006 : 第 1 章第 2 項) や IASC (1989 : para.12) における財務報告の目的についても、3 者間で特段の差異は存在しないとされている (川村 2007a : 65-66 ; 川村 2007b : 242-243)⁶⁴⁾。すなわち、このような見解のもと、現行のフレームワークにおいては、投資家の予測に資する情報としては、ストック情報よりフロー (利益) 情報がより有用であると考えられていたと解される。

では、現行のフレームワークでは、なぜさまざまな存在する財務報告の情報のうち、特に利益情報が重視されているのであろうか。この点について、以下、企業会計基準委員会 (2006) での見解をもとに論じることとする。

現行基準の体系において、財務報告の主な目的は、財務諸表作成者と投資家との間の情報の非対称性を緩和し、投資家の企業価値評価に資する情報を提供することとされている (企業会計基準委員会 2006 : 1 章 1 項)。投資家は、将来の不確実な成果を期待して現在保有している確実なキャッシュフローを用いて投資を行い、また、投資を継続するか清算するかという意味決定を継続的に行っているが、その期待については、会計情報 (過去から現在にいたるまでの事実) にてらして比較することにより随時改訂されることとなる (斎藤 2007 : 6-7 ; 斎藤 2013 : 6-7)。そのため、事実の要素と予測の要素との区分は困難を極めるものの、会計情報は、期待と比較し、その期待を改定するため、確実性の高いものが要求されると考えられる。そして、投資家が将来の企業の成果を志向して予想形成を行うとすれば、それと比較される会計情報は、「期待がどこまで現実のものになったかを測る利益の額」(斎藤 2007 : 7) とされているのである。

5.3.2. 近年の国際財務報告基準の背景にある基本思考(2)

—投資意思決定に資する (ストック) 情報の提供

それに対して、前述のとおり、近年、IASB などにおいて会計基準が検討される際には、「会計は、投資家に有用な情報である企業価値そのもの、または、少なくともその一部を直接測定して伝達すべきである」(辻山 2012b : 126 ; Hitz 2007 : 337) との見解のもと、次のような情報が重視されると考えられている。すなわち、この見解のもと、企業価値を代理するとされる資産・負債を公正価値で評価した結果の正味額 (純資産額) が、ストック情報である。このような見解に立脚すれば、現在保有されている資産・負債の評価が利益の源泉より優先され、取得原価より公正価値が有用とされ、ストックの評価の差額により算定される包括利益やその構成要素が、意味がある情報であると解されている (辻山 2012b : 126)。そして、このような考えにもとづいて、企業のストック情報 (資産および負債に関する情報) を網羅的に貸借対照表に計上すべきであるとされているのである。

以上では、投資家の企業価値評価に資する情報提供に関する見解を概観した。そこで、最後に、(1)投資家の企業価値評価に資する情報について、先行研究ではどのような議論が行われているのか、(2)(1)の議論をSO会計に援用すると、IASB(2004;2009)の基本思考のもとで想定される費用認識方法は容認されるのかについて、以下、検討することとする。

5.4. スtock・オプション会計へのインプリケーション

—国際財務報告基準第2号の基本思考のもとで想定される会計処理の是非

5.4.1. 投資家の企業価値評価に資する情報に関する検討

これまでみてきたとおり、現行基準の体系において、財務報告の主な目的は、投資家の企業価値評価に資する情報を提供することとされているが、開示された会計情報と企業価値評価との関係については、Beaver(1981:115)のリンケージがしばしば取り上げられる。このリンケージでは、投資家の企業価値評価に資する情報提供という目的のもと、その評価には、将来の配当に関する予測が必要となるが、将来配当の予測には将来の会計情報(将来の利益)の予測が必要となり、将来の会計情報の予測には現在の会計情報(現在の利益)の予測が必要となるとされる。すなわち、このリンケージのもとでは、現在の利益情報が企業価値評価に役立つと考えられている(辻山 2004:9-10;辻山 2007a:33)。実際、企業価値評価において現在しばしば知られている割引配当モデル、フリーキャッシュフロー・モデル、および残余利益モデルでは、配当予測、将来のフリーキャッシュフロー、および将来利益の予測値という将来のフローの割引現在価値で評価が行われている(辻山 2004:9-10;辻山 2007a:33)。

また、5.2.3.で前述した、Stock情報は企業価値評価に有用であるとの見解に対しても、以下のような議論が可能である。Nissim and Penman(2008)などにおいて指摘されているように、先行研究では、同一資産および負債の市場価格が流動性の高い市場から容易に入手できる(米国会計基準書第175号[FASB 2007]におけるレベル1の公正価値測定が行われる)場合には、問題はほぼ認識されていないとされている。しかし、すべての資産および負債に流動性の高い市場が存在しないことから、現行基準の体系では、すべての資産および負債に対してレベル1の公正価値測定が用いられるわけではなく、市場価格を見積もる必要があるレベル2およびレベル3の公正価値測定も用いられている。このような資産・負債に用いられる公正価値の実状に対しては、5.2.3.のようにレベル2およびレベル3という主観的な見積もりを用いて資産および負債を測定し、純資産額を算出したとしても、企業価値を近似する値が算出できるとの見解が存在するかもしれない。(Nissim and Penman 2008;角ヶ谷・赤城訳 2012)

しかし、この見解に対しては、現在のStock情報(資産、負債や純資産)を厳密に測定したとしても、それらの測定値は企業価値を代理しないとの見解が存在する(斎藤 2013:44-47)。それは、以下のような論拠にもとづいている。事業にて使用される資産・負債について、その成果は、資産・負債の売買ではなく、資産や負債を用いた財サービスが企業外部で取引され現金ま

たは現金同等物に変換されてはじめて認識される。そのため、この事業において期待されている価値（のれん価値）は、個別資産・負債の公正価値とは必ずしも連動していない企業固有のものであるとされているのである（斎藤 2013：44-47）。そして、このような考えのもと、株式総額には、オンバランスされている純資産額のほか、オフバランスされているこのれん価値が付け加わっていると考えられるため、単に資産・負債を公正価値で評価しても企業価値を代理することにはならないと解されているのである。

そこで、最後に、以上の議論をSO会計に援用すると、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法は容認されうるのかについて、以下、検討することとする。

5. 4. 2. スtock・オプション会計へのインプリケーション

IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法では、労働サービスの価値が、その公正価値で測定されるべきであると考えられていた。まず、そこで、労働サービスの価値が測定される際に用いられる公正価値のレベルについて、まず検討することとする。

繰り返しになるが、投資家の企業価値評価に資する情報は、エンロン事件を契機として、フロー情報からストック情報へと移行している傾向が見受けられるとされている。また、このような見解にもとづけば、収益費用中心観のもとでは、収益および費用の期間配分において多くの計算擬制項目が計上されることにより生じる恣意性など、経営者の意図が多く存在するとされる。その経営者の意図を排除すべく、企業のストック情報を網羅的に貸借対照表に計上し、資産・負債を公正価値で評価した結果、その純資産額で企業価値を代理すべきであると、近年のIASBにおける基準設定の場では考えられている。

しかし、5. 4. 1. で記載されているように、一口に公正価値といっても、一義的にその測定値が決定されるわけではない。現行の会計基準で定められる公正価値は、レベル1のみでなく、市場価格を見積もる必要があるレベル2およびレベル3もその範囲に含まれている。また、レベル3の公正価値を見積もる際には、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチや、コスト・アプローチなど、複数の評価技法によりその値が測定されることとなる。

このような事実認識のもと、事業活動に関連する取引において用いられる、ある特定のまたは類似した資産（たとえば労働サービス）や負債（たとえば履行義務）の公正価値は、活発な市場での観察が不可能であることから、レベル1ないしレベル2の公正価値では測定できず、また、レベル3の公正価値を用いる場合には以上の複数の評価技法が適用されるべきと指摘されている。このような見解にもとづけば、労働サービスを公正価値評価し資産として貸借対照表上に計上しても、企業価値を近似する値が算出できるとは考えにくいと解釈しうる。

次に、労働サービスの（公正）価値を測定値とすることの意味について、分析を行うこととする。労働サービスを公正価値で測定する場合、その測定値は、企業がSOを付与してそれを対価に労働サービスの提供を受けるという株式報酬取引を行って得られる労働サービスの価値の市場

平均であると考えられる。

この公正価値について、金融商品に用いられる場合、この投資は事業の目的に制約されることなく自由にアクセス可能な市場において時価の変動を利用したストックの売買により利益を獲得することが事前に期待されており、その成果は「つねに市場で決められ、市場平均を超える成果は合理的に期待できない」（大日方 1994a：111）と解されている。このような事実認識のもと、期待価値の実現は市場価格による差金決済または現物の受け渡しでも可能であることから、市場平均を表す流動性の高い市場でのストックの値上がりが事後の事実（事実上のキャッシュフローの獲得）とみなされ、その価格変動時にそのストックの評価差額をもって投資の成果が実現したと考えられている。

それに対して、報酬取引のような事業に関連した取引では、ストックへ資金を投下し、その資産・負債を保有・使用し続けることによって生み出されたアウトプットを、資金投下額以上のより多くの（広義の）キャッシュフローに転換することにより、資金を回収することが期待されている。そのような考えのもとでは、企業それぞれに、企業自らが遂行することで費用が節約される機会が存在すると考えられる。また、そのストックの時価が下落しようとも、それだけで当該ストックの時価は投資の成果には反映されるわけではなく、その資産から生み出されたアウトプットがキャッシュフローに転換されたことにより、事業活動をつうじて事前の期待どおりのキャッシュフローが生み出されていれば、事前の期待が達成されていると解されているのである。

このような見解に立脚すれば、事業に関連した取引の一形態である株式報酬取引（SO 取引）では、市場平均の労働サービスの提供を受けることが求められているのではなく、本来企業自らが事業を遂行することにより費用を節約し利益を多く計上できる機会が存在すると考えられる。このことから、この取引により生じる労働サービスは、事業の制約上自由に換金することができないと解される。

それでも労働サービスの価値の変動に伴って費用を計上する場合は、企業が事業活動で必要となる労働サービスを市場で換金することにより手放すことに繋がることから、その費用には、企業自らが事業活動を行うことにより費用を節約できる機会を手放す際に期待される結果が混入することとなる。また、これまでの議論にもとづけば、この費用は、換金に事業上の制約があることからリスクから解放されていない期待次元の要素であると解されるが、その期待をリスクからの解放を待たずに利益に算入することは、自己創設のれんを計上することに繋がることになると考えられる。（斎藤 2013：245-246）

このようなことから、4 節にて整理した SO の会計処理を検討すると、そこで適用される労働サービスの公正価値はレベル 3 であることからこれらを網羅的に計上しそれを公正価値しても企業価値に近似しないと考えられ、投資家の企業価値評価に資する情報を提供するために資産を（網羅的に計上しそれを）公正価値により測定すべきという考え方は成り立ちえない。また、SO 取引に IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法を適用しようとすれ

ば、それは自己創設のれんの計上につながることでありうる。このことから、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法は導出されえず、また、SOに関する日米基準のもとでの費用認識モデルがより積極的にサポートできよう。

6. おわりに—結論と今後の検討課題

6.1. 本稿の結論

本稿では、SOに関する会計基準について、どのような会計問題を主軸として会計基準が設定されているのか、その主軸となっている費用認識についてそれぞれの会計基準はどのような特徴を有しているのかについて検討を行った。そして、以下の4点を確認した。(1)SO会計基準の歴史の変遷を俯瞰すると、総じて労働サービスの費消に伴う費用認識が必要であるという基本思考が貫かれていること、(2)株式報酬費用の認識において用いられている基本思考についてより具体的に分析すると、SO取引における費用認識について、日米基準（およびIASB〔2009〕の現行規定）では、交換取引における対価額により費用を測定して実現収益と対応させるため配分を行うという伝統的な会計モデルとして解釈できるのに対し、IASB（2009）の基本思考のもとでは、一定の制約条件を満たすのであれば、労働サービスの公正価値の変動により費用算定を行うという、フローとストックの規定関係が逆転した会計処理が導出されうると解釈できること、(3)(2)の違いが生じた背景には、資産負債中心観および投資家の予測に資する情報に関する考え方の違いが起因していると解釈できること、(4)投資家の予測に資する情報に関する先行研究にもとづけば、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法は導出されえず、現行のフレームワークのもとでの費用認識モデルがより積極的にサポートされうることである。

まず、2節では、SOとは何かを述べ、諸外国で現在設定されている会計基準の概要とそれに対する日本の先行研究の批判を整理したうえで、本稿における問題の所在として、以下の点を指摘した。FASB（1995；2004）やIASB（2004；2009）等で規定されている会計処理について、日本の先行研究では、資本と利益の区分に抵触するとの見解が多く示されているが、この会計処理は、依然として多くの国々で現行基準として使用されており、それらの国々から発信された基準設定上のコメントレーターや学術論文では、日本と同様の観点からの批判はあまり見受けられない。このような状況に鑑みると、そもそも、諸外国と日本では、財務会計で問題となっている基礎概念（費用配分や資本と利益）に関する考え方が異なっているのではないかと、それぞれが別の土俵からSO会計を議論しているのではないかと問題の所在である。

つぎに、3節では、米国、IASB、および日本における主要なSO会計基準の変遷を概観することにより、どのような会計問題を主軸として会計基準が設定されているのかを確認した。会計基準間の比較をした日本の先行研究において、通説的には、以下の見解が示されることが多い。FASB（2004）・IASB（2009）と企業会計基準委員会（2005）との間で比較を行うと、費用の相手勘定や権利不行使による権利失効時における取り扱いが異なっている。そして、その相違点が、

会計基準の背景にある考え方（会計上の資本と利益の区分）に関する考え方の相違に結びついているとの見解である。

それに対して、SO 会計基準の変遷を概観すると、3 節では、①日本の先行研究とは異なり、会計基準の設定の場では、総じて労働サービスの費消に伴う費用認識が必要であるという基本思考が貫かれていること、および、②その議論の背景には、SO の取り扱いが会計に先立って規定されていた税法（租税判例）の影響があると考えられうることを論じた。

そして、4 節では、株式報酬費用の認識において用いられている基本思考についてより具体的に分析すると、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定しうる費用測定方法は、日米基準に対して、以下の2点の特異性を有することを確認した。第1に、日米基準（およびIASB [2009]の現行規定）は、取引価額により費用を測定して実現収益と対応させるため配分を行うという伝統的な会計モデルとして解釈できるのに対し、IASB（2009）の基本思考では、一定の制約条件を満たすのであれば、労働サービスの公正価値の変動によって費用を算定するという方法が導出されうることである。

第2に、前者の会計処理の特徴は、(a)費用や資産の測定値について取引価額を前提としそれをどのようなタイミングで費用として認識するかが焦点となっていると解されること、および(b)この会計処理において、資産の変動額は、費用認識の結果として導出されると考えられることであるのに対し、後者の会計処理の特異性は、(a)資産の測定値が、実際の取引価額とは独立して決まり、その測定値をもとに費用額が測定されることから、伝統的な収益との対応関係によって費用の認識が決まる余地はないと考えられること、および(b)費用額は、資産（労働サービス）の測定値の変動の結果として測定されるため、費用認識と資産認識との因果（フローとストックの規定関係）が逆転していると考えられることである。

5 節では、まず、4 節で抽出した費用認識方法に差異が生じている背景には、資産負債中心観に関する考え方の違いや、投資家の意思決定に資する情報に関する考え方の違いが存在することを確認した。具体的には、(a)日米基準においては、収益費用中心観と資産負債中心観との関係について、相互補完的な役割が課されているのに対し、IASB（2004；2009）の基本思考においては、相互排他的な役割が課されていると解されること、および(b)(a)の違いが生み出された背景には、投資家の企業価値評価に資する情報に関する考え方について、ストック情報よりフロー情報のほうが有用であるとの従来からの見解と、近年における海外の基準設定の場では、フロー情報よりストック情報のほうが有用であるとの見解の違いに起因していると解されることを論じた。

最後に、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法の是非について、検討を行った。検討の結果、IASB（2004；2009）の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法は導出されえず、日米基準（およびIASB [2009]の現行規定）のもとでの費用認識モデルがより積極的にサポートされうることを指摘した。その論拠としては、①IASB（2004；2009）の

基本思考のもとで想定されうる会計処理で適用される労働サービスの公正価値はレベル3であることから、これらを網羅的に計上しそれを公正価値しても企業価値に近似しないと考えられるため、そして、②SO取引にIASB(2004;2009)の基本思考のもとで想定されうる費用認識方法を適用しようとするれば、それは自己創設のれんの計上につながることでありうるためである。

6.2. 今後の検討課題

つぎに、結論より生じた今後の検討課題を抽出する。第1に、本稿では、基準設定の場において、まず、総じて株式報酬費用の認識を焦点に議論がなされていることを確認した。それに対して、斎藤(2013)や米山(2011)などをはじめ、日本の先行研究においては、まず資本と利益のあり方が議論され、その議論の帰結が費用配分のあり方にどう影響するかという順序で、SOに関する会計処理が論じられている。そして、後者の立場にもとづけば、3.4.2.で前述したように、株式報酬費用の認識は必然ではなく、受贈益の計上も考えられうるため、この立場では、まず、費用認識の要否が、より重要な論点として検討されることとなる。また、たとえばIASB(2009)やFASB(2004)など、前者の立場より導出された会計モデルの一部は、権利不行使による失効時においても戻入を行わないことなどから、資本と利益の関係に抵触する会計モデルであると論じられることもある。

では、この2つの立場では、それぞれ資本と利益の区分はどのように考えられているのであろうか。また、この2つの立場で資本と利益の関係に関する考え方が違うことにより、導出される会計処理にどのような相違点が生じるのか、また、それでもなお存在する共通点とはどのようなものか。これが今後の検討課題の1つめである。

第2に、本稿では、SOと関連した、個別企業が記録・計算・報告を行う際のシステム(会計基準)とその背景にある理論(マイクロ会計政策)について検討した。しかし、3節において確認したとおり、実際には、会計理論だけではなく、会計基準のコンバージェンスや経営者のロビーイング活動等も会計基準設定に影響を及ぼしている。そのような事実認識のもとでは、SO会計基準の設定には、マイクロ会計政策だけでなく、『会計基準』の設定における会計選択(津守2002:i)(マクロ会計政策)の問題も生じるとされる(津守2002)。そこで、津守(2002)などを参考にしつつ、SO会計基準に関するマイクロ会計政策とマクロ会計政策を、客観的かつ統一的な視点から検討することにより、会計基準を設定する際に、会計理論が果たすべき役割とはなにか、また、会計理論と社会的要請のどちらが重要視されるべきであるのかを検討する。これが今後の検討課題の2つめである。

注

- (1) 本稿では、特に断りがない限り、SOとは、従業員等に付与されるものを議論の対象とすることとする。
- (2) 正しくは、通常のSOのみについて、同一の会計処理が定められている。詳しくは、3.1.2.を参照されたい。
- (3) 米国におけるSO取引に関する現行基準はAccounting Standards Codification(ASC) Topic718であるが、

本稿で扱う内容に関し、改正米国財務会計基準書第123号 (FASB 2004) から主たる変更がないため、本稿では、米国の現行基準を FASB (2004) と表示している。

- (4) G4+1とは、「オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国および国際会計基準委員会の基準設定機関の審議会メンバーおよびその上級スタッフで構成されるワーキンググループ」(G4+1 2001:7)のことである。
- (5) IASBにおけるSO取引に関する現行基準とは、IASB (2004) から後述するいくつかの改訂を経た改訂国際財務報告基準第2号 (IASB 2009) を指すとする。
- (6) ここで、費用の相手勘定という論点は、以下の議論をいう。SO取引では、権利が行使され株式を交付する権利行使時点において、株式の交付という事実を財務諸表に反映するため、SOの対価部分が資本として増加することについては、異論がないであろう。

しかし、SOに関連する費用を認識する場合、企業が労働サービスを受領しそれを消費する時点は、権利行使時点より前であり、その時点では、SOに付されている権利確定条件が充足するか、その権利が行使され株式が交付されるかは定かではない。そのため、費用を認識する際の相手勘定を認識当初から資本として規定してよいか、いつの時点から「株式の交付(出資)と会計上同質のものと考えられることができるようになるのか」(企業会計基準委員会 2002:7)という点が論点となる。このような考えのもと、SOが出資と同質と解される前の時点では、費用の相手勘定が資本以外の項目(負債または純資産の部のその他の要素)として規定されることとなる。なお、この論点に関する主な見解のうち、3節以降の議論と関連するものとしては、図表2の見解が挙げられる。(企業会計基準委員会 2002:7)

- (7) ここで、測定日とは、いつの時点で最終的な費用を測定するかという論点を指す。従業員等に報酬を現金で支払う場合は、現金が支出される時点において、現金支出額をもって費用が測定される。しかし、報酬としてSOを付与した場合には、報酬として現金を支払う場合と異なり、現金その他の資産が流出することはない。SOの価値は、株価等に連動して変動する。そのため、従業員等に報酬としてSOを付与した場合には、報酬を現金で支払う場合とは異なり、いつの時点で最終的な費用額が測定されるのかについて議論の余地が存在することとなる。
- (8) ここで、継続的な価格変動とは、株価等の変動を每期継続的に認識するか、また、継続的な認識をする場合にはいつの時点まで続けるかという論点を指す。従業員等に報酬を現金で支払う場合は、現金が支出される時点において、現金支出額をもって費用額が測定され、労働サービスが提供される期間にわたって期間配分される。それに対して、SOの価値は、株価等に連動して変動する。そのため、株価等の変動にあわせて継続的に費用額を修正するのか、継続的な費用の修正を行うとしたらいつまでかという問題が生じることとなる。
- (9) ここで、権利不行使による失効時の取り扱いとは、以下の論点を指す。付与されたSOは、(a)権利確定日において、所定の権利確定条件が達成できなかった場合(権利確定前失効)と、(b)権利行使期間において従業員等が権利行使を行わずに権利行使期間が終了した場合(権利不行使による失効)に、失効することとなる。ここで、本稿では、議論の簡便化のため、付与されたSOはすべて権利確定条件を達成することを想定しているため、失効に関する問題は、(b)の権利不行使による失効のケースとなる。

SO取引では、権利行使時において資本が増加することについては、議論が分かれることは少ないと考えられる。しかし、SOに関連する費用を認識する場合、企業が労働サービスを受領しそれを消費する時点は、権利行使時点より前であり、その時点では、SOに付されている権利確定条件が充足するか、その権利が行使され株式が交付されるかは定かではない。そのため、権利不行使により権利が失効した場合、すでに労働サービスの消費に伴って計上されている費用額を事後的にどのように取り扱うかという問題が生じる。

- (10) ここで、費用を認識する際の測定の基礎とは、以下の論点を指す。現行の企業会計の枠組みでは、従業員等に報酬を現金で支払う場合は、報酬たる現金支出額により費用額は決定される。しかし、報酬としてSOを付与した場合には、どのような算定方法を用いてSOの価値を計算すべきかという問題が生じることとなるとされる。
- (11) SOの会計問題については、その他、数量の変動などの論点も存在するが、ここでは、議論を簡便化するため、付与日から権利行使日に至るまで単位数は一定である(SOはすべて権利確定する)こととし、6つの論点を取り上げている。
- (12) なお、この視点からSO会計を研究した数少ない海外の先行研究として、Ohlson and Penman (2005:

- 2007) が存在するが、SO 保有者の持分を付与日から資本として計上することに対する疑義が強く述べられており、利益計算への影響、特に権利不行使による失効時の処理等に関する批判はあまり示されていない。
- (13) なお、本節における会計基準の説明や現行基準間の比較分析については、藻利 (2010a; 2010b; 2013) を参考にしている。
- (14) 野口 (2013: 712) によれば、SO という報酬制度の源流については、未だにそれほど明らかにされていないことが指摘されている。
- (15) なお、CAP 設立の中心メンバーが執筆した文献である Dohr (1945) は、AIA (1948) と同様の立場から議論を展開しており、AIA (1948) の原型になったと考えられる (藻利 2013)。
- (16) (b) の論点については、サービスの公正価値 (借方額)、または財の公正価値 (貸方額) のいずれかの明瞭な価額が用いられると記載されているのみであるため、ここでは主に (a) の論点について取り扱う。なお、ここで、当時の測定的基础については、本源的価値法が用いられていたようである (藻利 2010b: 295-296; 藻利 2013)。
- (17) 正しくは、この会計基準においては、測定日を「株式発行数と権利行使価格が初めて決定される日」と定められており、通常の SO については、それが付与日になることから、AIA (1953) と同じ会計処理が規定されている。しかし、AICPA (1972) では、同時に、変額型の SO について、通常の SO とは区別して会計処理が規定されている。そして、この変動型については、付与日時点で、株式発行数と権利行使価格が決まらないことから、「株式発行数と権利行使価格が初めて決定される日」が測定日になるとされている (AICPA 1972: para.10)。
- このように、AICPA (1972) では、株式発行数と権利行使価格が決定される日がいづかにより、異なる会計処理が定められている。この会計処理への批判も、1993年、FASB の公開草案が公表される引き金となったとされる。
- (18) なお、1993年の FASB 公開草案公表以前、基準設定の場では、以下のような SO 会計基準の見直し作業が行われていた。すなわち、AICPA による1982年の論点書 (Issues Paper) の公表や、その議論にもとづいた1984年の FASB Invitation to Comment の公表などである。しかし、これらの公表物では、見直し作業はまともならず、その後、この作業は、負債と資本の区分プロジェクトにも波及することとなる。
- FASB 討議資料 (Discussion Memorandum) 「負債性金融商品と持分金融商品の識別および双方の性格を有する金融商品の会計処理」(FASB 1990) では、SO 会計基準について、次のような見解が示されている。FASB は、負債と資本の区分プロジェクトとのなかで SO をめぐる会計問題を解決しきれないものの、このプロジェクトで負債と資本の区分に関する根本的な問題を先に検討することなく、SO をめぐる会計問題を検討することは出来ないと解される。そのため、FASB では、負債と資本の区分に関する問題を優先して検討したうえで、この区分問題において重要な進展が生じたさいに、改めて SO に関する会計問題を再度検討する予定であるという見解である (FASB 1990: para.10)。
- (19) なお、公正価値法の是非のほか、株式報酬費用の未費消分に関する会計処理についても、変更がみられた。この点については、藻利 (2012b) に詳しい。
- (20) この会計基準は、1983年の「事業主の財務諸表における退職給付の会計処理」と、その再検討を行った1993年の「退職給付コスト」という、旧国際会計基準第19号について包括的な再検討を行った結果、公表されたものである (広瀬・間島編 2000: 83-84)。
- (21) なお、2度の公開草案の公表は、1度目の公開草案において定められていた費用の相手勘定を中間区分とする規定が、2度目の公開草案は、「純資産の部に関する会計基準」の公表により、費用の相手勘定が純資産の部のその他の要素に変更されたことに伴うものである。
- (22) なお、本項の議論については、藻利 (2009; 2010a) を参考にしている。
- (23) 本目は、藻利 (2012a) を加筆・修正したものである。
- (24) 本目は、藻利 (2012a; 2012b) を参考にしている。
- (25) 本目の議論は、辻山 (2005; 2007b; 2009; 2010) の見解にもとづいて論じている。
- (26) なお、このような考え方の萌芽は、G4+1 (2000) にもみられる。G4+1 (2000) では、(費用の) 測定額については、株価等をもとに算定すべきであるとの記載があるものの、費用の認識・測定という視点は希薄であるように見受けられる。たとえば、その代表例として、以下のような記述が存在する。2節において前述した

- 「SO取引では、会社財産が流出しないため、費用認識が行われるべきではない」との費用認識反対論に対する反論としての記述であるが、次のような論拠が示されている。SO取引を認識しなければ、従業員等が株式またはオプションと交換に、労働サービスを提供しているという取引が生じている事実を無視することになる（G4+1 2000：para.3.11）。そのため、株式またはオプションが発行される他のケース、たとえば、現金を対価に株式またはオプションが発行されるケースや、株式を対価として非貨幣性資産が企業に移転するケースを同様に扱うことで、株式またはオプションを発行する際に企業が受領した資源（資産）を認識する必要があると考えられているのである（G4+1 2000：para.3.12）。このような記述から、G4+1（2000）においても、費用の認識より、資産の認識に着目していると推察できようであろう。
- 27) しかし、多くの先行研究において、この顧客対価モデルは、顧客対価（取引価額）で履行義務を測定し、履行義務の充足（財サービスの引き渡し）時に収益を認識することが提案されていることから、伝統的な配分モデルと変わらないことが指摘されている（斎藤 2013；辻山 2012a；辻山 2012b）。
- 28) 本目の議論は、辻山（2005；2007b；2009；2010）の見解にもとづいて論じている。
- 29) FASB（1985）、IASC（1989）および企業会計基準委員会（2006）の公表以降、新たなフレームワークの一部として、米国財務会計概念書第8号（FASB 2010）が公表された。しかし、このFASB（2010）において定められているのは、財務報告の目的および質的特性のみであり、定義・認識・測定については、FASB（2010）と共通の基本思考により規定されていない。このような事実認識のもと、本稿では、FASB（2010）公表前のフレームワークの体系を、現行のフレームワークと表すこととする。
- 30) 事実、FASB（2010）では、投資家の企業価値評価に資するべく、資本の調達や運用に関する情報ではなく、企業の資源（資産）とその請求権（負債および資本）ならびにその変動（収益や費用など）に関する情報を提供することが要請されているとされる（FASB 2010：para.12-16；岩崎 2012：68-69）。また、このような考え方は、CFA協会（CFA Institute；CFAI）の文書でもたびたび述べられている（辻山 2012a；2013）。
- 31) 本稿で用いたものとは異なる見解として、たとえば、永野（1992）などが挙げられる。
- 32) また、FASB（1976：para.43）では、収益費用中心観の支持者および資産負債中心観の支持者はともに、稼得利益の測定が財務会計の焦点であり、投資家および債権者にとってより有用であるとの意見で一致していることが述べられている。
- 33) Storey and Storey（1998）によれば、その例としては、繰延税金、繰延損失利得および自家保険引当金などが挙げられている（企業財務制度研究会 2001：102）。
- 34) ただし、IASC（1989：para.12 and 19）では、経済的意思決定に資する情報の提供を目的に掲げつつも、企業の財政状態に関する情報を財政状態計算書で、経営成績に関する情報を包括利益計算書で、そして、財政状態の変動に関する情報を別個の計算書を用いて、表示させることが定められているため、ストック情報が重視されているとも解釈しうる。しかし、そのあとの文脈においては、IASにより財務諸表を作成する際の基礎となる前提は、継続企業と発生主義であることが述べられている（IASC 1989：para.12 and 19）。このような事実認識のもと、IASC（1989）にもとづいて作成される経済的意思決定に資する情報とは、FASB（1978）および企業会計基準委員会（2006）と同様、利益情報であると考えられる。

参考文献

- American Institute of Accountants (AIA) (1948). *Accounting Research Bulletin No.37: Accounting for Compensation in the Form of Stock Options*. New York: AIA.
- (1953). *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*. New York: AIA.
- American Institute of Certified Pacific Accountants (AICPA). (1972). *Opinions of the Accounting Principles Board No.25: Accounting for Stock Issued to Employees*. New York: AICPA.
- (2013). *Accounting Changes: Chronicles of Convergence, Crisis, and Complexity in Financial Reporting (2013 edition)*. New York: AICPA.
- Beaver, W. (1981). *Financial Reporting: An Accounting Revolution*. Upper Saddle River: Prentice-Hall.
- CFA Institute (2007). *A Comprehensive Business Reporting Model: Financial Reporting for Investors*. Charlottesville: CFAI.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1976). *Discussion Memorandum: an analysis of issues related to*

- Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. Norwalk: FASB. (津守常弘監訳 (1997). 『財務会計の概念フレームワーク』: 中央経済社.)
- (1978). FASB Concepts Statements No.1: *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. Stanford: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳 (2002). 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』: 中央経済社.)
- (1984). FASB Concepts Statements No.5: *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Stanford: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳 (2002). 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』: 中央経済社.)
- (1985). FASB Concepts Statements No.6: *Elements of Financial Statements*. Stanford: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳 (2002). 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』: 中央経済社.)
- (1990). Discussion Memorandum: *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*. Norwalk: FASB.
- (1993). Exposure Draft: *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT: FASB.
- (1995). Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.123: *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT: FASB.
- (2004). Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.123 (Revised 2004): *Accounting for Stock-based Compensation*. Norwalk, CT: FASB.
- (2007). Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157: *Fair Value Measurements*. Norwalk, CT: FASB.
- (2010). FASB Concepts Statements No.8: *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Norwalk, CT: FASB.
- G4+1 (2000). Discussion Paper: *Share-Based Payment*. London, U.K.: IASCF.
- 広瀬義州・間島進吾編 (2000). 『コンメンタール国際会計基準V』: 税務経理協会.
- Hitz, J. (2007). The Decision Usefulness of Fair Value Accounting: A Theoretical Perspective. *European Accounting Review*. 16(2): 323-362.
- 生駒道弘 (1967). 『ストック・オプションの研究—現代米国経営者報酬の一形態について』: 評論社.
- Ijiri, Y. 1980. FASB Research Report: *Recognition of Contractual Rights and Obligations: An Exploratory Study of Conceptual Issues*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Committee (IASC). (1989). *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB) (1993). International Accounting Standard (IAS)13 (Revised 1998): *Revenue*. London, U.K.: IASCF.
- (1998). International Accounting Standard (IAS) 19 (Revised 1998): *Employee Benefits*. London, U.K.: IASCF.
- (2004). International Financial Reporting Standard (IFRS) 2: *Share-based Payment*. London, U.K.: IASCF.
- (2009). International Financial Reporting Standard (IFRS) 2 (Revised 2009): *Share-based Payment*. London, U.K.: IASCF.
- 岩崎勇 (2012). 「IASB の概念フレームワークにおける会計目的について」『経済学研究』78(5・6): 59-88.
- 川村義則 (2007a). 「財務報告の目的」斎藤静樹編著『詳解 財務会計の概念フレームワーク』第2版: 中央経済社: 58-68.
- (2007b). 「比較対照表」斎藤静樹編著『詳解 財務会計の概念フレームワーク』第2版: 中央経済社: 237-267.
- 川西安喜 (2004). 「ストック・オプション会計と米国議会の動き」『会計基準』(7): 139-143.
- 企業会計基準委員会 (2002). 「ストック・オプション会計に係る論点の整理」.
- (2005a). 「企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」.
- (2005b). 「企業会計基準第8号 ストック・オプション等に関する会計基準」.
- (2006). 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」.
- Melcher, B. (1973). Accounting Research Study No.15: *Shareholder's Equity*. New York: AICPA.

- 濵利衣恵 (2009). 「ストック・オプションに関する会計処理の検討—負債と資本の区分にてらして—」早稲田大学大学院商学研究科修士論文.
- (2010a). 「ストック・オプションに関する論点の整理—負債と資本の区分の視点から—」『商学研究科紀要』(70) : 119-136.
- (2010b). 「ストック・オプションの会計処理に関する歴史的考察—配分から評価の視点へ—」『商学研究科紀要』(71) : 285-302.
- (2012a). 「株式報酬取引に関する会計処理における配分基礎」『商学研究科紀要』(74) : 135-154.
- (2012b). 「株式報酬費用の未費消分に関する会計処理」『早稲田商学』(433) : 275-313.
- (2013). 「ストック・オプション会計に関する歴史的変遷」『産業経理』73(2) : 174-185.
- 永野則雄 (1992). 『財務会計の基礎概念—会計における認識と測定』
- Nissim, D and S. Penman. (2008). Principles for the Application of Fair Value Accounting. *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis White Paper No.2*. (角ヶ谷典幸・赤城論市訳 (2012). 『公正価値会計のフレームワーク』: 中央経済社.)
- 野口晃弘 (2006). 『条件付新株発行の会計』. 白桃書房.
- (2013). 「株式報酬型ストック・オプションの会計」『会計』183(6) : 704-714.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton. (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. Chicago: American Accounting Association. (中島省吾訳 (1962). 『会社会計基準序説 (改訂版)』: 森山書店.)
- 大日方隆 (1994a). 「第2部 理論的検討」斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』: 第一法規 : 103-258.
- (1994b). 「企業会計の資本と利益—名目資本維持と実現概念の研究」: 森山書店.
- (2002). 「6章 キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』: 中央経済社 : 185-248.
- 斎藤静樹 (2007). 「討議資料の意義と特質」. 斎藤静樹編著『詳解 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』: 中央経済社 : 2-16.
- (2013). 『会計基準の研究 (増補改訂版)』: 中央経済社.
- Storey, R. K. and S. Storey (1998). FASB Special Report: *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*. Norwalk: FASB. (企業財務制度研究会訳 (2001). 『COFRI 実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』: 中央経済社.)
- 菅原智 (2001). 「人的資源会計としての株式を用いた経営者報酬の会計—アメリカ SFAS123の公表経緯の考察から」『企業会計』53(3) : 中央経済社 : 120-126.
- 豊田俊一 (2003). 「ASB 公表『論点整理』におけるストック・オプション会計の5つの論点」『旬刊経理情報』(1008) : 8-12.
- 辻山栄子 (2004). 「国際会計基準の争点—2つの利益概念をめぐる意見対立」『商学研究科紀要』(59) : 1-14.
- (2005). 「収益の認識をめぐる概念フレームワーク」『企業会計』57(7) : 4-12.
- (2007a). 「2つの包括利益」『会計監査ジャーナル』19(11) : 30-39.
- (2007b). 「収益の認識をめぐる欧州モデル」『会計』172(5) : 1-20.
- (2007c). 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解 財務会計の概念フレームワーク』: 中央経済社 : 135-153.
- (2009). 「正味ポジションに基づく収益認識—その批判的検討」『企業会計』61(9) : 6-15.
- (2010). 「収益認識をめぐる実現・稼得過程の現代的意義」『会計』177(4) : 1-20.
- (2012a). 「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」『早稲田商学』(431) : 243-268.
- (2012b). 「財務会計における認識と測定」大日方隆編著『会計基準研究の原点』: 中央経済社 : 121-140.
- (2013). 「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』(434) : 163-194.
- 津守常弘 (2002). 『会計基準形成の論理』: 森山書店.
- 弥永真生 (2013). 『会計基準と法』: 中央経済社.
- 米山正樹 (2011). 「配分と評価」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学』第1巻 : 中央経済社 : 285-334.

【謝辞】 本稿は、平成25年5月に名古屋大学において開催された現代資本会計研究会、平成25年10月に開催された早稲田大学会計研究所契約理論セッション、および平成25年12月に開催された監査理論研究会での報告を加筆・修正したものである。報告の際には、鳥羽至英教授（早稲田大学）、五十嵐則夫教授（横浜国立大学）、秋月信二教授（埼玉大学）、鈴木孝則教授（早稲田大学）、野口晃弘教授（名古屋大学）、角ヶ谷典幸教授（名古屋大学）、奥西康宏教授（専修大学）、久保淳司教授（北海道大学）、大雄智教授（横浜国立大学）、石川業准教授（小樽商科大学）、池村恵一准教授（広島経済大学）や、内田愛三氏（早稲田大学会計研究所招聘研究員）から、貴重なコメントを頂いた。また、本文の執筆に際しては、斎藤静樹名誉教授（東京大学）、石川純治教授（駒澤大学）、松本敏史教授（早稲田大学）、田中久夫教授（高崎経済大学）、水口剛教授（高崎経済大学）、中村彰良教授（高崎経済大学）、川村義則教授（早稲田大学）、阿部圭司教授（高崎経済大学）、平井裕久准教授（高崎経済大学）、山内暁准教授（早稲田大学）、濱田崇嘉准教授（龍谷大学）や、山下奨助教（跡見学園女子大学）他、多くの先生方からご指導を賜った。ここに記して感謝申し上げる。なお、本稿における誤りは、すべて筆者の責に帰するものである。